https://rodosoken.com/

ISSN 0918-7618

予約統研

2005年秋季号

NO

労働総研設立15周年特集

対談:設立16年「労働総研の活動と展望をめぐって」

戸木田嘉久・大木 一訓

労働総研・全労連共同調査

「労働組合の活動実態と課題と展望」調査の経緯

大須 眞治

各プロジェクト・研究部会の現状報告(到達点と今後の課題)

労働総研16年の歩み

労働運動総合研究所(「労働総研」)の設立にあたって 労働運動総合研究所設立趣意書 設立発起人 歴代代表理事・常任理事・顧問・事務局長 労働総研規約

労働運動総合研究所

https://rodosoken.com/

労働総研クォータリー

第60号(2005年秋季号)





労働総研設立15周年特集

■対談:設立16年「労働総研の活動と展望をめぐって」 戸木田嘉久・大木 一訓	2
■労働総研・全労連共同調査「労働組合の活動実態と課題と展望」調査の経緯 大須 眞治	11
■各プロジェクト・研究部会の現状報告(到達点と今後の課題)	13
■労働総研16年の歩み	25
■ 労働運動総合研究所(「労働総研」)の設立にあたって	30
■労働運動総合研究所設立趣意書	31
■設立発起人	32
■歴代代表理事・常任理事・顧問・事務局長	32
■ 労働総研規約	36

対談:設立16年

「労働総研の活動と展望をめぐって」

戸木田嘉久・大木 一訓

大木 お久しぶりです。今年の夏は思いもか けず、体調を崩されたそうですが、その後はい かがですか。

戸木田 心配をおかけしましたが、いまでは 近所の散歩くらいはできるようになっています。

大木 どうか大切になさって下さい。そんな 時にお話を伺いに押しかけて恐縮なんですが、 労働総研は昨年(2004年)から「設立15周年記 念事業」をやっていて、今年12月11日には記念 シンポジウムとレセプションを開催しようとし ています。その際、これまでの研究所の活動を 概括し、これからの課題と展望を語るような材 料がほしいということで、編集部がこの「対談」 を企画したものですから…。

戸木田研究所の文書には目を通しています から、趣旨は承知しています。たしかにいま研 究所は大きな転機にさしかかっていると思いま すし、これからの発展を確固としたものにする ためにも、活動の歴史的総括や現状把握をしっ かりやっておくことが重要でしょう。私は参加 できそうもありませんが、記念シンポでどんな 議論がされるのか楽しみです。

1 労働総研設立の原点は何だったか

大木 では、さっそく本題に入って、はじめ に、労働総研設立の目的や経過について、少し 話していただけますか。

戸木田労働総研は「労働運動の必要に応えるとともに、国民生活の充実向上に資すること」を目的として設立されましたが、それは全労連

の結成を抜きにしては語れません。全労連の結 成が1989年11月21日、労働総研の設立が89年12 月11日だったことにも示されているように、研 究所の設立は全労連の結成に呼応したものでし た。設立への準備は、統一労組懇の方たちなど にも協力してもらって、約1年くらい前からす すめていました。

大木 私もその準備作業に参加させてもらっ ていましたが、当時は労働問題の研究者たちの 間でも、すべてのナショナルセンターを統合し て労働戦線の右翼的再編を推進する連合が出現 したら、まともにたたかう労働組合がなくなっ てしまうのではないか、という危機感が非常に 強かったですね。

戸木田 全労連が確立されなかったら、本当 にそうなっていたかも知れません。労働総研の 設立趣意書は、新しく結成されたナショナルセ ンター・全労連に対して、支配層が「あらゆる 手段と社会的な力を動員」して攻撃してくるで あろうと予測しつつ、「この研究所は、全労連と の緊密な協力・共同のもとに、運動の発展に積 極的に寄与する調査研究・政策活動をすすめる ためのものである」と書いています。

大木 連合の実権を握ったのは大企業の労働 組合でしたが、実態を調べてみると、そのほと んどは会社の人事課や勤労課に牛耳られている 「会社派組合」なんですね(『大企業労働組合の 役員選挙』大月書店、参照)。そうした「会社派 組合」の大単産が、労資協調というより「労資 一体化」路線といった方がよいような運動路線

— 2 —

をおしすすめて、それに批判的な労働組合を排 除するというやり方で「労働戦線統一」をすす めていった。当時のマスコミでは、連合に参加 しない組合は「統一」の妨害者であるかのよう な宣伝がなされていたし、実際、たたかう労働 組合に対する分裂・組合つぶし攻撃は熾烈をき わめました。いま思い返してみても、それは日 本の民主主義にとって重大な試練の時期だった ですね。

戸木田ですから、たたかう労働組合=全労 連を応援する研究所をつくろうという呼びかけ には、すぐに40人もの発起人が集まりましたし、 私学会館で開いた設立祝賀会には、29団体の代 表をふくむおよそ100人の人たちが集まり、決意 を固め合いました。

設立から91年10月に滝野川のユニオンコーポ に移るまでは、「平和と労働会館」の狭い場所を 借りて事務所にしてましたが、みんな意気盛ん でした。代表理事が黒川先生と私、事務局長が 内山昂さん、事務局次長が宇和川さん、それに 当時13人の常任理事のなかには亡くなられた加 藤佑治さんとか春山明さんとか、そうそうたる メンバーが揃っていました。

大木 そうした先輩たちの努力があって今日 の労働総研があるわけですね。それに労働総研 の設立は、広範な研究者や知識人から新鮮に受 け止められ、支持されたということもあったの ではないでしょうか。私のような地方在住の研 究者から見ても、それは、非常に魅力ある研究 所ができた、という印象でした。

労働総研は、①労働運動の幹部・活動家の方 たちと直接に協力・共同の調査研究ができる、② 労働運動の発展に関心をよせる研究者なら、広 範な研究分野から全国どこからでも会員になっ て、その活動に参加できる、③そして、調査研 究活動をつうじて労働運動の発展に寄与でき る、④しかも、それは労働組合の付属研究所で はなく、独立した研究所である、などの点で、 これまでにないユニークな研究所だと思ったか 労働総研クォータリーNo.60(2005年秋季号)

らです。

戸木田 それらの点では、私の九州産業労働 科学研究所(九産労)時代の経験が活かされた 面がありますし、大木さんたちの愛知労働問題 研究所の経験を参考にした点もありました。

労働総研は財政的にも、全労連やその傘下の 労働組合に多大の支援をお願いしているわけで すが、にもかかわらず労働総研を付属の研究所 にしなかったというのは、科学的な調査研究活 動に対する全労連の見識を示したものでしょう。

大木 運動の面から見ても、そこにはなかな か重要な意味があるように思います。かつて日 本の労働運動は、戦後の運動の昂揚のなかで、 産別会議と総同盟が統一して「全労連」という 戦闘的なナショナルセンターを結成していくと いう経験をしていますが、その時に、産別と総 同盟などが共同で「労働調査協議会」という調 査研究機関をつくりました。つまり、労働総研 を独立の研究所とした背景には、労働運動全体 を視野に入れて、労働者階級の運動に寄与する 調査研究をすすめることを期待する、という意 味合いがあるのではないでしょうか。もともと 今日の全労連が、占領軍によって解散させられ た昔の「全労連」という名称を復活させたのも、 労働者・労働組合の真の統一をめざすナショナ ルセンターなのだ、という意味を込めてのこと であるわけですね。ですから、労働総研が全労 連運動と緊密に協力・共同して調査研究・政策 提言をおこなうという場合にも、それは決して セクト的な意味で言っているのではないことに 留意する必要があると思います。

2 研究所活動の展開過程をどう評価す るか

大木 ところで戸木田先生は、研究所設立の 際の想いに照らして見たとき、その後の16年に わたる研究所活動の展開過程を、概括的にどう 評価されていますか。

戸木田 研究所活動の評価をする場合にも、

- 3 -

前提として、この間に全労連運動がどうすすん できたかを見ておく必要があると思います。

時間もないので要約して言えば、支配層がす すめた「包囲殲滅作戦」にもかかわらず、全労 連は労働者の階級的ナショナルセンターとして 存続・強化されてきたし、今日では労働者の利 益を代表するたたかいの担い手としては、連合 をはるかに超える「社会的市民権」を獲得する ようになっています。こうした全労連の成長と しっかり連携して調査研究をすすめてきたとい うところに、まず何よりも16年にわたる労働総 研活動の重要な意義があると言えます。

大木 労働総研の活動を振り返ってみると、 三つの定期刊行物の発行、毎年の『国民春闘白 書』や『世界の労働者のたたかい』の刊行、各 研究部会やプロジェクトの研究成果の公刊、公 開の研究例会や全労連などと共同したシンポや 研究交流集会の開催、重要問題についての政策 提言や声明の発表、それに『現代の労働者階級』 や今回の「労働組合実態調査」のような大規模 な全国調査の実施、さらには海外との交流や調 査、等々、実に多種多様な活動を精力的に展開 してきているんですね。零細な予算規模と数少 ない事務局スタッフでこれだけの事業をすすめ てきたというのは、信じられないくらいです。 これらの活動はすべて全労連運動との深いかか わりのもとですすめられてきたわけで、その成 果は私たちが思っている以上に大きいのではな いでしょうか。

戸木田しかし、それでも、『労働総研クォー タリー』2000年秋季号で黒川先生や小林洋二全 労連議長(当時)が書かれたように、従来の労 働総研の活動には「物足らなさ」を感じるとい う問題があったことも事実でしょう。

大木 それは、具体的にはどういう点にあっ たとお考えですか。

戸木田 大江・大木・牧野の三代表理事によ る新体制になってからのことはともかく、それ までの労働総研の活動について反省するとすれ ば、①政策的・実践的な調査研究や課題提起が 弱かったこと、②全労連運動との協力・共同が 必ずしも十分に具体化されてすすめられなかっ たこと、③連合の運動にひきずられて、労働運 動全体の存在感が低下するなかで、運動の閉塞 感を打破するような積極的実践的な取り組みを、 研究所サイドからももっと追求する必要があっ たこと、などの点でしょうか。

大木 たしかに私も、常任理事として活動す るなかで、労働総研に対する「欲求不満」を耳 にすることが度々ありました。なかには、「研究 所は主に研究者や学会の方を向いて発言してい るのではないか。もっと労働者・労働組合の方 を向いて、われわれの悩みや苦しみに応えるよ うな発言をしてほしい」とか、「原則や法則を示 したり、情勢を解明するのも大切だが、実践的 な問題は自分たちで考えろ、というのでは『労 働運動総合研究所』にならないのではないか。 もっと労働者と一緒になって悩んだり考えたり してもらえないのか」といった注文もありました。

他方で研究者たちの間からは、労働総研はオ リジナルな調査や研究が少ない、という苦情も 出ていました。研究と運動の区別と関連という のはむずかしい問題ですし、体制や能力の問題 もあるので、簡単にはいきませんが、こうした 注文には可能なかぎり応えていかなければなら ないと感じていました。いろいろ注文が出てく るのも、それだけ研究所が期待されていること だと思うからです。

戸木田労働総研16年の歴史を大まかに時期 区分してみると、次の4つに区分できると思い ます。すなわち、A)1989-91年の草創期、B) 92-95年の確立期、C)96-2000年の展開期、 そして、D)10周年を経てからの、2001~05年 の「21世紀初頭の激動への新たな模索期」です。 これからは16年にわたる調査研究活動の蓄積の うえに立って、先の「物足りなさ」についても 克服していき、直面する困難な研究・政策課題 にも本格的に取り組んでいけるようになるだろ

- 4 -

労働総研クォータリーNo.60(2005年秋季号)

う、また、そうならねばならない、と思います。 その辺は、3代表をはじめ、現在の常任理事会 がいろいろ考えておられるところだろうと思い ますが。

3 激変する情勢と最近の労働運動をめ ぐる状況

大木 私たちが黒川・戸木田先生たちから労 働総研の事業を引き継いだ時に、2000年定例総 会で決定された「21世紀初頭の情勢と研究課題」 という大変重い諸課題をいただいたわけですが、 なかなかそれらの課題に全面的に応えるような 活動はできないでいる、というのが率直なとこ ろです。新体制の力量の問題もありますが、当 時予想していた以上に情勢が激変に次ぐ激変を してきたという状況もあります。

この5年間というのは、小泉政権、さらには ブッシュ政権成立のもとで、労働者・国民に対 する攻撃があらゆる分野で荒れ狂ってきた時期 なわけで、今日では、日本共産党の表現を借り れば、3つの異常(過去の侵略戦争の正当化、 アメリカのいいなり政治、極端な大企業中心主 義)が極度に膨張して、日本社会の存立そのも のが危ぶまれるまでになっている。

国家的大リストラ、徹底した規制緩和と民営 化、非正規労働者と不安定就業の激増、労働政 策の抜本的転換、「三位一体改革」、社会保障・ 社会福祉の破壊、超重税政策、アメリカとの軍 事的一体化と海外派兵、さらには急テンポな憲 法・教育基本法改悪の推進、などなど、どれ一 つをとっても、これまでの労働運動のあり方を 大改革しながらすすまなければとても対応でき ない、という状況になってきた。今はさらに、 総選挙での自民党「大勝」を機に、いわゆる 「2005年体制」とよばれる専制支配体制を確立し てしまおうと、支配層は躍起になっている。労 働組合も、社会のあり方、資本主義のあり方を 真剣に考え展望しながら運動をすすめなければ ならなくなっています。 こうした状況の大変化に研究所としてどのよ うに対応していくか、というのは、先生が特徴 づけられたように、まさに「激動への新たな模 索」なわけです。

戸木田労働運動はこの間にどう動いてきた と見ていますか。労働運動の存在感の低下が問 題とされるなかで、連合には「連合評価委員会 報告」をテコに運動の活性化をはかろうとする 動きがあったし、全労連は未組織の組織化を全 面に打ち出して運動をすすめるようになりまし たが、全体として運動の流れはどうなっている んでしょう。

大木 「連合評価委員会報告」は、結局大した 成果を生まないままにお蔵入りになってしまい ましたね。もともと、組織内部で議論しても運 動体質の改革はできないから、有名人を呼んで きてその「外圧」で改革を図ろうという発想そ のものが、あまり健康的ではないと思うんです。 それに報告の内容も、連合幹部の意識改革によっ て運動の活性化を図ろうという提言になってい て、実践的な政策となりうるものではなかった。 職場の民主的活動家たちに言わせれば、会社の 組合支配や民主的活動家たちに対する差別・人 権侵害とのたたかいを抜きにして、いくら組合 幹部を批判し、その意識改革を提唱しても空し く聞こえるだけだ、というわけです。

「評価委員会報告」が世間を騒がせている間に も、連合傘下組合の多くは、もはや要求の提出 も団体交渉もしない、一種の会社翼賛団体へと 急速に変質してきています。しかし、同時に下 部では、露骨な労資一体化に対する批判やたた かいが強まっているという実態もあります。最 近の連合大会における役員選挙の状況や、民主 党の露骨な第二自民党化をみても、連合内部に おける矛盾はこれからいっそう深まるだろうと 思います。

戸木田 全労連運動の方はどうですか。「連合 評価委員会報告」の指摘は、全労連についても かなり当たっている、という声もあるようですが。

- 5 -

大木 全労連運動もいろいろ困難にぶつかっ ている、という点では共通しているように見え るかも知れません。しかし、その質的内容は全 然違います。労働者の利益よりも会社の利益を 大切にするような組合が、運動の空洞化や組織 率の低下にみまわれるのは当然の話で、そんな ことは連合が結成されたときから予測されたこ とで、驚くにあたりません。連合結成による右 翼再編を賞賛していたマスコミが、今になって 労働組合の衰退は嘆かわしい、幹部の責任は重 大だなどというのは、無責任もはなはだしい言 動です。

全労連傘下の組合にも、団交ができない、要 求提出さえままならない、という組合が出てき ていますが、それは組合員の利益のために努力 したたかっているなかでの困難な状況であって、 そこでは貴重な経験の蓄積も数多くあって、た たかわない組合の場合とはまったく意味が違う のです。物知り顔に、全労連運動も同じような ものではないか、などと言う人は、今日の労働 運動のことが何も分かっていないのです。

戸木田 こんど労働総研が全労連と共同して 全労連の単組・支部・分会や組合員、未組織労 働者を対象におこなった組合実態調査では、全 労連傘下の組合が予想以上によくたたかってい て元気だ、ということが明らかになったそうで すね。

大木 そうなんです。労働総研のなかで、全 労連運動も壁にぶつかっているのではないか、 連合評価委員会のような運動の検討と研究を労 働総研もやるべきではないか、という議論になっ たときに、私たちは空理空論に陥らないように、 労働組合と一緒になってまず徹底した実態調査 をやろうというので、全労連運動全体を対象 に、①組織実態調査、②組合員アンケート調 査、③未組織労働者アンケート調査、④組織実 態ヒアリング調査という4種類の調査を実施し ました。まだ、第一次の集計と分析をしている ところで、本格的な分析はこれからですが、こ れまでのところでも、かなり勇気づけられる結 果です。

戸木田問題は、運動の流れがどちらに向いているか、戦略的展望をもちえているかですね。

大木 その辺はむずかしい問題ですが、「聞き 取り」調査などからは、①ローカルセンターを 軸にして非正規未組織労働者の組織化への道筋 が構築されてきている、②企業再生とむすびつ いた労働組合主導の合意協力型労使関係が発展 してきている、③地域における「生活まるごと 支援」の運動形態が発展してきた、④流動化の はげしい建設労働者、外国人労働者などの全国 的規模での統一運動・組織化への取り組みがは じまった、⑤大企業活動家の争議とローカルセ ンターとの共同闘争が前進している、⑥地域を 変える国民的共同の前進、⑦多国籍企業を追い つめる運動経験の蓄積、⑧韓国労働運動などと の国際交流の進展など、貴重な運動の前進がな しとげられつつあります。なによりも、現場の 幹部活動家たちが運動の将来に確信をもつよう になってきていることを知ったのは、うれしい 驚きでした。

4 研究所活動の現状と問題点

戸木田 少し離れたところから見ていると、 この間の研究所活動の特徴としては、労働運動 への積極的実践的な対応に力を入れてきた、と 言えるのではないですか。1つは、3代表理事・ 事務局長の声明などの形で、その時々の労働運 動の重要問題について社会的に発言する努力を してきたこと。具体的には、自衛隊のイラク派 兵、憲法改悪、定昇廃止、労働契約法制、プロ 野球選手会のたたかい、などの問題を取り上げ てきましたね。2つには、さまざまな形で全労 連との協力・共同の促進・具体化に努めてきた こと。今回15周年記念事業としておこなわれた 全労連・労働総研の共同調査はそのハイライト でしょう。3つには、全労連の「目標と展望」 に呼応する形で、理論政策問題に積極的に切り

- 6 -

込むようなプロジェクトをすすめてきたこと。 「均等待遇と賃金問題」、「不安定就業労働者の実 態と人権」、現在進行中の「ナショナルミニマム 問題」がそれですね。それと4つには、国際的 な問題にも視野を広げて、研究所としては初め て海外調査をおこなったというのも特徴的です ね。

大木 よく見ていて下さってありがたく思い ます。運動との関わりで言うと、建交労からの 研究委託をうけておこなった「公的雇用創出の ための政策提言」や、埼玉労連と共同しておこ なった「埼玉県における勤労者の仕事とくらし の実態調査」も大切な取り組みだったと思いま す。それから、大阪労連や愛労連と共同でおこ なった「これでいいのか日本資本主義」「これか らどうする日本労働運動」のシンポジウムは、 埼玉県における調査なども参考にして、今回の 15周年事業の大量調査にもシンポジウムにも活 かされているという意味で、今後、単産や地方 労連との共同研究も、これからは重視していき たいと思っています。

戸木田 部会研究会での理論・政策問題への 取り組みはどうですか。活動は成果をあげてい ますか。

大木 このところ部会研究会からの研究成果 の公刊が少なくなっているので、ご心配をかけ ているのではないかと思います。最近『グロー バル化のなかの中小企業問題』(新日本出版社) を出版した中小企業部会のように活発に研究活 動を推進している部会も少なくないのですが、 諸般の事情で開店休業状態になっている部会も 出てきているのも事実です。これは1つには、 この間、研究所全体として取り組んできた基礎 理論研究と実態・政策研究の二本柱のプロジェ クトに、部会の枠をこえて多くのエネルギーを 割いてきた影響もあると思います。しかし、基 本的には、研究視角や研究計画の具体化がドラ スティックな情勢変化や運動の必要に追いつけ なくなっているという事情もあります。最近、

労働総研クォータリーNo.60(2005年秋季号)

若手研究者の参加も増えてきていますが、研究 活動の要請からするとまだ少ないといわざるを えません。今後とも重視すべき課題だと考えて います。

戸木田黒川さんも設立10周年のときの論稿 「10年をふりかえって」のなかで、「新陳代謝の 無い生物は滅びる」と書かれましたが、その点 は以前から問題になっていたことです。しかし、 若手研究者の研究所活動への参加など、必要な ことはわかっていても、なかなか実現はむずか しいですね。

大木 問題は調査研究の質にもかかわるんで すね。東大社研で多くの労働調査に携わってお られた氏原さんが生前、研究所の最大の問題は、 同じメンバーで長く一緒に仕事をしていると、 どうしても仲良しクラブの研究になってしまっ て創造性が失われてくることだ、と言っておら れましたが、その点は労働総研の場合にもよく よく留意しておく必要があると痛感しています。 実際、常任理事会でも部会研究会のもち方など についても議論にしているところです。

戸木田 具体的にはどういうことですか。

大木 労働総研の規約第6条の(2)項では 会員の権利として「研究所の開催する講座・研 究会等に随時出席できる」ことになっているの ですが、それが制度的に十分具体化されていま せんでした。たとえば、研究上関係の深い他の 研究部会メンバーが他の部会研究会への参加を 希望する場合でも、それは従来制度的に具体的 な保障がなかったのです。要するに、理念はと もかく実際には、会員の調査研究活動に参加す る権利や研究成果を享受する権利が十分保障さ れていない、という問題があるのです。研究上 の蓄積や継続性の確保、密度の高い議論を保障 する必要等からやむをえない面もあるけれども、 調査研究の創造性を高め、運動への適切な対応 を容易にするためにも、部会研究会の活動を規 約を制度的に具体的にしてもっと開かれたもの にする必要がある、というのが常任理事会の結

— 7 —

論でした。

そこで各研究部会に対して、①できるだけ多 く(少なくとも年1回)公開研究会を開催する こと、②事前に研究会の日程・内容を公表し、 参加希望会員があれば条件の許すかぎり参加を 認めること、③簡潔であっても、部会での研究・ 討議内容は労働総研ニュース等で報告すること、 をお願いして、実行に移されてきています。と くに公開研究会の開催が多くなったのは喜んで いただいているようですが、改善はまだ緒につ いたばかりです。

戸木田労働総研の会員は当初にくらべると 大分増えて、いまでは団体が67、個人が300人以 上になっているわけですね。『クォータリー』や 『ニュース』などに執筆してくれている研究者は 340人以上にもなると言うんでしょう。労働者会 員についても研究者会員についても、これらの 人たちがもっと積極的自主的に研究所の調査研 究活動に参加する、自らその担い手になる、と いうふうになったら、研究所の力はものすごい ことになりますね。

そうするためには、研究をお願いする中心的 な方にある程度自由裁量を保障しないとうまく いかないという面もあるし、その辺の解決はな かなか難しいですね。今年(05年度)の総会方 針で採択されている「研究活動のあり方の基本 方向」というのは、その点でかなり抜本的な打 開策を提案されているようですが、少しわかり やすく説明してくれませんか。

大木 05年度定例総会方針で、情勢の推移・ 変化に対して鋭敏に反応しつつ労働組合運動が 直面している調査・政策上の課題に対し留意し た調査研究をすすめることを基本に、労働運動 の期待に応え、労働総研の調査研究活動の力量 を高めるため、ブロジェクト・研究部会の改善・ 再構成に取り組む必要を確認しました。

これらのことを具体化するために、これまで のプロジェクト・研究部会再構成の方向を、3 本柱で発展的に再構成するように議論していま す。1つは、常任理事会の決定する重点研究課 題にしたがって設置されるプロジェクト研究、 2つは、全労連等の実践的要請に対応しておこ なうプロジェクト研究、3つ目は、研究所会員 が常任理事会に提出し承認をえた研究計画にし たがっておこなう、常設的な研究部会活動です。 この常設的な研究部会はできるだけ総合化する 方向で議論をしているところです。そして、研 究部会活動は、常任理事会の承認を得て、2年 単位の研究計画で発足することにしています。 現行の研究部会は、これまでの研究成果をまと めるとともに、できるだけ新しい研究グループ を立ち上げる母体や「生みの親」となってもらっ て、来年の総会ですべて解散しようというもの です。

戸木田 そこまで思い切った方針とは知りま せんでした。たしかにそれは、会員のエネルギー を引き出す契機になりそうですが、はたして労 働運動の必要に応える研究グループがどれくら いできるか、その研究部会としての認定基準が 恣意的なものにならないか、全体としての部会 構成が自然成長主義的な申請・認定によって歪 められバランスを欠くことにならないかなど、 心配なこともありますね。

大木 おっしゃる通りです。ですから、常任 理事会は現行部会研究会の責任者の方たちとも 協力して、来年の総会までの間に、どういう研 究グループをつくっていったらよいか、期待さ れる研究部会の要件・基準はなにか、予算配分 はどのようにおこなうか、などについて議論を 深めるとともに、申請を待っているのではなく、 新部会立ち上げにむけて会員への具体的な働き かけをしていく必要があると思います。

5 労働総研の将来像と今後の活動改善 への課題

戸木田 ところで大木さんは、労働総研を将 来どういう研究所にしていきたいと考えていま すか。

- 8 -

大木 なにかいきなり大きな試験問題を出さ れた感じですね。それは、むしろ私の方で聞き たかった問題なのですが…。

大原社会問題研究所の所長を長らく務めてお られた二村さんが、国際比較の視点から「日本 労働関係研究所の問題点」について論じて、① 財政基盤が脆弱で不安定、22社会の急速な変化 への対応が不十分、③必要な優れた人材を確保 しえていない、④研究補助スタッフがいない、⑤ 教育機関としての役割をになっていない、⑥他 の研究者や社会へのサービス提供が不十分、と いう6点を挙げていますね。しかし、問題点は それだけではない。研究内容の本質にかかわっ て、さらに、⑦労働運動とのつながりが弱い、⑧ 科学的・階級的な批判的視点が欠けている、 (9) いわゆる「実証主義」のせまい専門的視野にと らわれ、総合的学際的研究が育たない、⑩国際 的な研究交流が希薄で、グローバルな分析・研 究が決定的に立ち遅れている、といった弱点を かかえている研究所が多い。

そこへいくと、労働総研は他の研究所の弱み が強みになっているところがあるのではないか。 とくにたたかう労働組合とじかに共同の調査研 究ができるというのは、労働総研だけがもつ特 権ですから。不足を言い立てればきりがないけ れども、労働総研のもつ強みを前面に押し立て 活かして調査研究を発展させるなら、科学的に も世界に通用する研究成果をあげていけるので はないか。そう期待をしているのですが。どう も、これは答になりませんね。

戸木田労働総研はもともと労働運動の発展 を応援しようという研究者・知識人の運動で、 研究者と運動家の共同事業なのですから、アカ デミックな研究所の評価基準をもってきてもあ まり意味はないと思うんですね。それより重要 なのは、労働総研に体現されるこの労働者と研 究者との共同事業が、日本社会の民主的改革を これからすすめるうえで、どういう積極的役割 を担いうるのか、という問題です。労働運動の

労働総研クォータリーNo.60(2005年秋季号)

再興なしに日本社会の改革が不可能なことはま すます歴然としてきているわけですから。その 観点から研究所の将来像についても考えてみる 必要があると思うんです。

大木 なるほど。その観点は重要ですね。ヨー ロッパ労働運動のCSR (企業の社会的責任) 問題への取り組み、アメリカ労働運動における 草の根からの民主主義構築への取り組み、そし て何よりも日本の労働運動が取り組んでいる地 域における国民的共同にむけての取り組みなど を見ていても、腐敗した資本主義を乗り越えて 新しい社会への展望を切り開いていくうえでカ ギを握っているのは、たしかに研究者・専門家 と労働運動との協力・共同だと思います。です から、その点では、労働運動に協力する労働総 研の会員研究者を多くの専門分野から何倍にも 増やして、中央でも地方でも産別にも、そうい う協力体制を日常的につくっていかなくてはな りませんね。

戸木田ただ、そういう大事業は労働総研だ けではできないと思うんですよ。労働総研の設 立趣意書には、労働総研は「労働運動にかかわ る全国各地のさまざまな分野の民主的研究者・ 研究諸団体などに、労働運動との協力・共同の 場を提供するものでありたい」と書いてあるん ですね。具体的には、他の民主的調査研究機関 との交流や協力関係を強め、共同の研究会や調 査学校などを開催していく、そして、ゆくゆく は「民主的調査機関連絡協議会」のようなもの ができ、労働運動との協力・共同を一緒に大き く発展させていければ、いまの社会的閉塞状況 の打破も大きくすすむことになると思うんです。

大木 力不足で、なかなかそこまでは手を伸 ばせませんが、そろそろ具体的に考えないとい けない情勢になってきましたね。

それと、調査学校の話がでましたが、いま労 働総研も「調査政策学校」の開催問題を議論し ています。労働運動との協力・共同を日常的実 践的に発展させていくためには、労働組合の側

- 9 -

にもそれを受け止め担ってくれる多くの調査マ ンや政策企画担当者が必要です。大企業がみな ストラテジスト(直訳すれば戦略家ですが)を おいて攻勢をかけてきている時代ですから、運 動を前進させるうえでも、専門的力量をもった 調査政策問題担当の幹部・活動家が不可欠になっ ているのですが、その養成に労働組合と共同で 取り組む必要があるのではないか、という問題 です。

取り組みたい問題はいろいろあるのですが、 なにしろ基礎体力がないものですから、まず足 下の強化をはからないことには事はなかなかす すみません。

戸木田 これはもう私などが口を出さなくて も3代表や常任理事会のみなさんがいろいろ考 えて手を打っておられると思うのですが、事務 局体制や理事会・常任理事会をどう強化するか という問題は私たちの頃から悩みの種でした。 こういう問題の解決も、自分たちだけでかかえ こまないで率直に問題を出し、結局は労働運動 との共同を強めるなかで解決していく以外ない のではないですか。

大木 先生は労働総研の顧問という役職につ いておられるわけですから、どうかこれからも 遠慮なくアドバイスや苦言をいただきたいと思 います。

今日は先生とお話していて、労働総研も全労 連がつくったような「目標と展望」をもつ必要 があるのではないか、という気がしてきました。 とにかく調査研究活動についても夢をもちたい ですね。明るい目標をもつということが、若い 研究者たちを結集するうえでも一番大切なこと ではないでしょうか。どうも長時間ありがとう ございました。

> (ときた よしひさ・労働総研顧問) (おおき かずのり・労働総研代表理事)

— 10 —

労働総研クォータリーNo.60(2005年秋季号)

労働総研・全労連共同調査 「労働組合の活動実態と課題と展望」 調査の経緯

大須 眞治

労働総研は、2004年度の定例総会方針で、05 年度定例総会までを「設立15周年記念事業年」 とし、記念事業の一つとして労働組合運動の活 性化を実現するため、労働組合の実態調査をお こなうことを決定した。

全労連は第21回大会で「21世紀の新しい労働 組合づくりをめざして」(組織拡大強化中期計画 <第1次案>)を発表し、今日、労働運動が飛 躍を生み出すかどうか重要な岐路に立っている ことを明らかにした。そのなかで克服すべき課 題として、①根強い企業内意識の残存、②男性 中心の役員構成、③正規雇用労働者を中心にし た活動、④活動が幹部請負になっていること、⑤ 機械的な抵抗・反対型の闘争になっていること、 を指摘した。

こうした労働総研と全労連の意思一致の下に 実施されたのが、「労働組合の活動実態と課題と 展望」調査であった。調査の具体化のために、 労働総研と全労連の合同プロジェクトチームを つくって、調査計画の立案、調査票の作成、調 査実施体制の具体化などをすすめることとした。 その結果、調査の目的を以下のようなものとす ることを確認した。

調査を推進する体制として、労働総研と全労 連の意見を反映しかつ、機動的に活動できるも のとして次の(1)から(3)の体制をつくり、 調査の具体化を図ってきた。

(1) 総合企画委員会

労働総研:大江洸代表理事、大木一訓代表理 事、牧野富夫代表理事、大須眞治事務局長、浜 岡政好常任理事、藤吉信博事務局次長

全労連:坂内三夫事務局長、岩田幸雄総合労 働局長、井筒百子調査政策局長、寺間誠治組織 局長、伊藤圭一調査政策局次長

(2) 総合企画事務局

労働総研:大須眞治事務局長、浜岡政好常任 理事、藤吉信博事務局次長、唐鎌直義常任理事、 藤田実常任理事、金澤誠一理事、小澤薫会員、 佐藤嘉夫会員、内藤三義会員、村上英吾会員、 宮寺良光会員

全労連:伊藤圭一調查政策局次長、中島康浩 賃金部長、小林正彦組織局員、国吉綾乃組織局員

(3)調査担当者会議

労働総研:椎名恒・山本補将(北海道)、佐藤 嘉夫・小池隆生(東北)、大須眞治・小澤薫・唐 鎌直義・宮寺良光・藤田実・藤吉信博・村上英 吾(関東)、大木一訓・猿田正機・伊藤欽次・西 野賑郎(愛知)、浜岡政好・金澤誠一・内藤三義 (関西)、丹下晴喜(四国)、久野国夫(福岡)

全労連:総合労働局、総合組織局、加盟各単 産ないし組織担当、地方調査担当が対応する。

調査の体系については、前記の調査推進体制 で何度も検討が繰り返えされた結果、調査は、 大きく、アンケート調査と聞き取り調査の2本 とすることにした。調査の全体は以下のような ものである。

(1) アンケート調査

1)「『労働組合の課題と展望』に関する組織実態

- 11 -

調査」

- (1) 調査方法=単位組合の活動実態と課題に ついての調査をおこなう
- (2) 調査対象=職場にもっとも近く、交渉機能を持つ単位組織の30%抽出調査
- 2)「労働組合への期待と参加についてのアンケート調査」
 - (1) 調査方法=組合員の組合への期待や活動 参加状況についての調査をおこなう
 - (2) 調査対象=全体の1.2%を抽出調査。回収目標数1万6千人
- (2) 聞き取り調査
 - (1) 調査方法・対象=各組織の委員長、書記 長への聞き取り調査

労働総研、全労連での調査実施方針を決定し た以後の調査の主な進行状況は、次のようなも のである。

2004年

- 11月22日 全労連との懇談で、「労働総研結成15 周年記念行事について(案)」を示 し、労働者・労働組合調査を全労連 と共同してすすめることについて協 議、共同プロジェクト調査・研究推 進のための人事体制を確認。
- 12月2日 全労連幹事会で、労働者・労働組合 調査を共同してすすめることを確 認。
- 12月4日 労働総研第2回常任理事会で15周年 記念事業についての経過報告と労働 者・労働組合調査についての、全労 連との協議内容を報告。

2005年

1月22日 労働総研・全労連総合企画事務局で
 総合企画委員会での協議事項を報

告、調査票検討。

- 2月6日 労働総研・全労連総合企画委員会で、 調査票を検討。
- 3月12日 労働総研第4回常任理事会で、最終 方針を承認。
- 3月20日 全労連・調査担当者会議で、最終方 針案にもとづく具体化を確認。
- 4月11日~ 組織調査票「『労働組合の課題と展望』 に関する組織実態調査」、組合員調査 票「労働組合への期待と参加につい てのアンケート調査」完成、配布。
- 5月28日 調査担当者会議、ヒアリング調査に ついての意思統一。
- 6月~9月 アンケート調査の配布・回収、ヒア リング調査実施
- 9月17~18日

調査担当者会議合宿、調査票の入力、 集計、分析。報告書の作成。

なお、調査の実施は、大量アンケート調査は 5月上旬に調査票の配布をおこない、7月末に 第1次調査票集約をおこなう計画であったが、 最終的な調査票集約は、9月末まで遅れること となった。ヒアリング調査は、8月~9月に、 北海道、岩手、宮城、東京、埼玉、千葉、神奈 川、愛知、三重、静岡、京都、滋賀、大阪、兵 庫、愛媛、徳島、香川、福岡の単位組合に、労 働総研の調査担当者がそれぞれの地域組織と相 談の上、訪問調査した。

作成された調査報告書は「第1次中間報告」 として、2005年11月に静岡県熱海でおこなわれ た全労連地域運動交流集会で公表され、多くの 人々の関心を得た。調査報告については今後い ろいろな形でおこなわれる討論を踏まえて、本 格的な報告書にまとめられることになっている。

(おおす しんじ・労働総研事務局長)

各プロジェクト・研究部会の現状報告

ナショナル・ミニマム問題 整理検討プロジェクト

浜岡 政好

憲法が保障する健康で文化的な最低限度の生 活水準を実質化し、その改善を図ることは、勤 労国民にとってきわめて切実な課題であり、福 祉国家の基礎を形成する課題である。したがっ て、70年代後半以降、政府や大企業主導で「福 祉の見直し」や形成途上にあった「福祉国家」 から「日本型福祉社会」への転換が進められる なかで、ナショナル・ミニマム概念が矢面に立 たされ、その否定と日本においてナショナル・ ミニマム保障を具現化した社会保障・社会福祉 制度の解体がおこなわれてきた。

こうした動きに対抗するために全労連や労働 総研は発足の当初から、ナショナル・ミニマム の後退を食い止め、その水準を実質化し、改善 する運動の重要性を訴え、さまざまな活動を展 開してきた。しかし、1990年代後半に入ると、 ナショナル・ミニマム概念の否定と連動した各 種のミニマム規制の緩和・解体、結果としての 自助努力の強要、社会保障・社会福祉の「市場 化」などの動きが強化された。さらに現下の「構 造改革」のなかで、国民の普遍的な権利であり、 またその保障が国家の責任でもあるナショナル・ ミニマムの否定は、官批判や地方分権の推進の 掛け声によって一段と強められつつある。

このナショナル・ミニマム問題プロジェクト は、ナショナル・ミニマムをめぐるこの間の政 策動向と今日の国民生活の実態をふまえて、今 日におけるナショナル・ミニマム問題の社会的 意義やこの問題に取り組むにあたっての課題な どについて整理検討するために2004年度から設

(到達点と今後の課題)

けられた。またこのプロジェクトはこれまでの 当研究所や全労連などのナショナル・ミニマム 論の検討過程をふまえて設けられたものである。

このプロジェクトでは1990年代後半以降の社会 保障制度や労働法制の改悪、リストラ等による雇 用情勢の悪化などによってもたらされている国民 生活の全般的な困難化の実態を確認したうえで、 現在、ナショナル・ミニマムが現実にどのように 機能し、また機能していないかを検討してきた。 また今日ではナショナル・ミニマムは狭義の最低 生活保障を意味するだけでなく、「中央集権パラ ダイムの転換」と関わって、義務教育など中央政 府のサービス水準との関連で問題にされてきてい る。このことはナショナル・ミニマムをめぐるイ デオロギー状況が所得保障に関わる問題からサー ビス保障をも含む領域での攻防に移ってきている ことを示している。こうした動きのなかで、ナ ショナル・ミニマムなき、セーフティネット論が 分権化との関連で主張されている。

こうしたナショナル・ミニマムをめぐる現状 をふまえて、最低賃金制度や生活保護制度、最 低保障年金制度などの所得保障制度とナショナ ル・ミニマム、保健福祉サービス、医療サービ ス、教育サービスなど社会サービスとナショナ ル・ミニマム、また労働運動や社会保障運動な どナショナル・ミニマムの実現を目指す諸社会 運動、さらにナショナル・ミニマムをめぐるイ デオロギー状況等についての検討が行われてき た。プロジェクトメンバーは、大木寿、大須眞 治、小越洋之助、金沢誠一、唐鎌直義、島田務、 浜岡政好、藤吉信博、八幡一秀の9名であるが、 ゲストスピーカーの報告を含めてこれまでに14 回の研究会をおこない、現在、今年度中の報告 書作成を目指して最終まとめの段階に入っている。 (はまおか まさよし・常任理事)

— 13 —

賃金·最低賃金問題研究部会

小越 洋之助

はじめに

当部会は、労働総研における常設部会として、 発足時より毎月1回のペースで研究活動をおこ なってきた。研究課題の柱は3つである。I、 財界の賃金政策との対抗関係を意識した賃金問 題の検討。II、賃金論の各論として、1)成果 主義賃金の実態分析、2)日本における横断賃 率の可能性、3)均等待遇問題の検討、4)最 低賃金制問題の検討である。以下、これまでの 活動経過を要約する。

、財界の賃金政策との対抗関係を意識 した課題

春闘の歴史と実態の検証について、ベア方式、 上げ幅春闘の現状、人事院勧告の「崩壊」など についての実態分析である。ベアなし、定期昇 給廃止など、最近における財界・大企業の賃金 抑制・賃金引下げに対する系統的な批判をおこ なった。賃金抑制の流れが公共部門にも進行し ている状況を意識している。テーマは運動の側 における対応の現状と課題や賃金闘争の混迷、 その展望に関して対抗軸の検討であり、そのな かには1)地域・中小企業における春闘のあり 方と課題、2)非正規雇用の賃金闘争における 課題、3)春闘と地域経済再建の課題との関連、 4)賃金(闘争)と社会保障(闘争)との関連 について(労働力再生産費の社会化の今日的課 題)などがある。

||、賃金論の検討課題

1) 成果主義賃金の実態分析

このテーマは現在焦眉の課題であるため、当 部会としては民間大企業の導入状況や日本経団 連、社会経済生産性本部や連合総研のリポート などを検討し、吟味してきた。また、個別的に は複数の会員が外部研究会に参加してアドバイ スをおこなってきた。ただし、公務部門での研 究は遅れている。

2) 職種別横断賃率の日本における可能性の検討

雇用の流動化が進むなかで、日本における横 断賃率の検討が課題の1つである。この部会と しては、年齢別横断賃率・職種別横断賃率の評 価、職業訓練・公的資格と賃率問題、労働組合 の政策課題について検討してきた。

3) 均等待遇政策と「均衡処遇」政策

女性・非正規労働者の均等待遇問題は重要課 題であるが、ここではそれをめぐる論点を検討 している。たとえば、均等待遇と賃率問題、「均 衡処遇」をどうみるか、年功賃金の評価、短時 間正社員や地域限定社員の評価などである。

4) 最低賃金制の検討

このテーマについては、①現行最賃制の実態、 その変貌について、厚生労働省研究会の報告書 を検討するなかで、最近の状況を検討した。② 全国一律最低賃金制をめぐる政策課題(その水 準、生計費指標、市場賃金との関連、地域格差 問題をどうするかなど)について、それと公契 約条例(日本版リビングウェッジ)との関係も 意識した。③ナショナル・ミニマム問題との関 連における論点(生活保護基準、最低保障年金 等との関連)についても検討してきた。

Ⅲ、研究成果の公表

①成果主義賃金など、今日の財界の賃金政策に かみ合った分析をおこなった。この成果は部 会責任者と労働総研の名において『今日の賃 金一財界の政策と矛盾』2000年、新日本出版 社として公刊された。なお、関連して銀行労

— 14 —

働研究会「能力主義・成果主義研究会」など に複数の部会メンバーが参加してきた。

- ② 労働総研プロジェクト報告書(『均等待遇と 賃金問題』)については、部会員が3名参加 し、報告書自体は、部会責任者がまとめ、部 会員3人が参加した。この報告書については、 会員および会員以外の方々から現在でも反響 がある。また、全労連の同様のプロジェクト にも部会員が参加した。
- ③春闘をめぐる問題状況について、労働総研主 催の「春闘50年」における公開シンポジウム を部会研究会として後援した。
- ④ナショナル・ミニマムと最低賃金制について 部会企画として「アメリカのリビングウェイ ジについて」公開研究会とした。なお、労働 総研における「ナショナル・ミニマムプロジェ クト」に部会メンバーが参加している。

Ⅳ、研究会の今後の方向性と課題

①国際比較研究など新事実の分析・公表

部会のテーマに関わる課題は、グローバル化 などの情勢変化における新たなテーマの分析を 必要としている。その第1は、運動主体の必要 性を意識した国際比較である。とくに、最近ア メリカ型のシステムが相次いで導入されている なかで、正確な実態を分析する必要性は大きい。 たとえば、①成果主義賃金との関連におけるア メリカの賃金・人事評価制度の実態比較、②均 労働総研クォータリーNo.60(2005年秋季号)

等待遇や最賃制・公契約条例問題の検討につい て、グローバル化における ILO 条約等の吟味、 諸外国の実情の解明など多くの課題がある。第 2は、研究成果の公表である。実践家、運動家 と違った部会研究者の意義は、まずは事実の解 明であり、その事実を運動の側に立って正確に 評価して公表することである。そのことが運動 への根拠を与えることになる。

②他の研究部会との連携

当研究部会は部会員が個人の資格において、 これまで横断的なプロジェクト研究にも参加し てきた。「不安定就業労働者プロジェクト報告 書」の読解と検討など他部会の共同研究の成果 も吸収している。日本経団連「ホワイトカラー エグゼンプションの提言」などは成果主義の問 題であるとともに、労働時間の問題でもある。 今後テーマに応じて関連部会との相互の連携を おこなっていきたい。

③その他

今後は、非正規雇用・不安定雇用労働者、若 者、女性を考慮した賃金問題の実態分析と対抗 軸の検討が客観的に必要となる。当部会が扱っ てきたテーマは運動課題との関係では密接に関 係しているし、現在の情勢や運動の流れは意識 している。しかし、運動の側からの部会へのテー マを特定した研究依頼・分析の要請や研究会参 加希望はない。部会としては常に門戸を開放し ている。

(おごし ようのすけ・常任理事)

社会保障研究部会

唐鎌 直義

[経緯と現状]

社会保障研究部会に所属して以来、最も大き な研究成果は、相澤與一編・労働総研監修『社 会保障構造改革-今こそ生存権保障を-』(大月 書店、2002年8月)を刊行したことである。当 初、小川政亮先生が部会の代表を勤められてい たが、途中で体調を崩され、相澤與一先生に実 質的な部会責任者になって頂いた。その下で、 3年間余に及ぶ研究会がほぼ隔月で持たれ、社 会保障の各分野から専門家を招いて、ご報告を 賜った。

当時の労働総研事務局長の草島和幸さんが部 会の事務局を兼務してくださり、忙しい相澤先 生と私のタイムスケジュールを合わせてくださっ た。草島さんの連絡調整に支えられて、研究活 動が進行したと言っても過言ではない。出版の 見通しが立つようになってから、私が本の構成 案づくりを担当した。春山明さんがまだお元気 で、研究会のたびに今市市から来てくださった。 本に書かれた春山さんの原稿は、実質、絶筆で はないだろうか。

研究者と社会保障団体の活動家、政策分析の 専門家が揃い、当時の情勢を見据えた的確な研 究会活動が展開されていたと思う。私にとって も、まことに得がたい貴重な研究会であった。 出版後、相澤先生が部会の代表者になられたが、 定年で常任理事を下りられたことから、急遽、 私に責任者の役が回ってきた。また労働総研事 務局の体制も変化し、部会の責任者の主導で研 究会活動を展開しなければならなくなった。研 究条件に恵まれない大学に勤めてきた私は、短 期間でより良い条件の大学に移ることを宿命づ けられてきたが、ちょうど、現在の大学に移っ たばかりの事情もあり、なかなか部会活動を推 進できない状況となった。代表理事と事務局長、 事務局次長の援助を受けて、ようやく部会活動 を復活させる途上にあるが、以前と比べるべく もない。せめて、以前のように、部会活動を支 援する体制が労働総研の内部に形成されないも のだろうかと思うが、人的余裕のない状況下で はプロジェクトにかかわるのが精一杯で、部会 の面倒までは無理というものだろう。

[今後の課題]

- 若手研究者を部会に組織し、アカデミズム に限定されない研究の刺激を得られる場所と して、部会を位置づけること。また若手研究 者と若手活動家との接点を設けること。
- ② 労働総研の調査研究の蓄積を踏まえて、社会保障分野で調査研究を立ち上げること。特に、失業者調査、高齢者調査に取り組めるような力量をつけること。
- ③ 各種社会保障データの集積基地として、加 盟諸団体の求めに応じられるような的確で精 度の高い統計データを提供できるようにする こと。

以上の諸課題は、どれも相当の労力の傾注を 必要とする。個人としても研究所としても、ス タッフが研究に専念できるような環境が整備さ れなければならない。その仕組みづくりが本当 の課題ではないだろうか。

(からかま なおよし・常任理事)

労働総研クォータリーNa.60(2005年秋季号)

労働時間問題研究部会

西村 直樹

2002年にワークシェアリング論争が広がった とき以降、これへの批判を軸に研究結果を出版 物にまとめようということが相談されてからも う3年が経過しました。

時間がかかりましたが、2004年5月、各産別 に労働時間の実態を報告していただく作業を依 頼し、その期限を8月とし、9月からその実態 にもとづいて原稿を書き、2004年内に05春闘め ざして出版したいということで準備しました。

ご承知のように労働時間をめぐる動向はたい へん変わりやすく、めまぐるしいといってよい ほどです。一例を挙げますと、2001年12月、過 労死の認定基準についての見直しがおこなわれ (基発第1063号)、ここにいたる医学的検討の結 果にもとづいて翌2002年2月、「過重労働による 健康障害防止のための総合対策」が行政通達と して出されましたが、この内容は05年10月23日、 3分の2を制した与党だけでなく、民主党・社 民党まで賛成にまわって日本共産党の反対のみ で通過した改悪労働安全衛生法によって既に崩 されてしまっています。

この改悪はさらにもう1つ、恐ろしい内容を秘 めています。それは総合対策では80時間の残業の あった労働者は産業医の診断を受けその指導に従 いなさいとなっていたものを、100時間に延ばし ただけでなく、申し出のあった場合だけ産業医の 診断を受けなさい、ということにされました。申 し出をしなかった労働者は、過労死しようがうつ 病にかかって自殺しようが、自己責任だというわ けです。そしてこの自己責任論は2003年4月の3 人の若者のファルージャでの人質事件以降、日本 社会では当たり前のようにされてきています。

1800時間の約束も反故にされました。そうか と思うとアメリカ輸入のエグゼンプション導入 が研究されはじめますと、JILPT、厚労省内研 究会の結論も待たずに日本経団連から年収400万 円以上のホワイトカラー労働者は誰でも対象だ という提言が6月に発表されました。ボーナス を4ヵ月としますと、月収25万円、手取りに直 すと22~3万円の人はみなただ働きOKのエグゼ ンプション適用者になります。労使協定があれ ばもっとこれは低くても適用されます。

こういう大きな変化が次々続くものですから、 政府の労働時間政策が捉えきれません。要するに 無法常態へと突き進んでいるというしかないのです。

その結果、冒頭に書きましたが、「2004年内に 05春闘めざして出版したいということで、準備し ました」が、ずーッとずれ込んでしまいました。 週35時間への挑戦も世界的につまづきだしていま す。フランスでもドイツでも政権は右翼化しまし たから、この傾向は促進されるのではないでしょ うか。アングロサクソン系ではアメリカではジ ル・フレーザーの「窒息するオフィス」、イギリ スではポリー・トインビーの「ハードワーク」な どの著書にみられるような、原初的とも言うべき 過酷かつ非人間的な長時間過密労働が広がりだ し、わが国の場合でも週60時間を超える労働者が 増え続けてきました。サービス残業も当たり前に なりつつあり、04年8月までに書いていただいた 各産別の実態では現状を表現しきれなくさえなり ました。福知山線脱線大惨事の背景にある労働時 間・変則勤務はその1つの表現です。

そこへさらにあのトヨタでも生産の主力は期間工となり、2次以降の下請けでは不法滞在の 外国人労働者が生産の担い手になってきました。 ここでは年間3000時間、4000時間という労働時間で働かせられている労働者がザラです。

それでもようやくまとめの目途をつけました。 外国人労働者問題も含めてつくりました。

問題はこれからです。これまでの研究体制を 再編成しようと言う時期でもありますから、そ れに応えられるような陣容を考えながらすすん でいきたいと考えています。

(にしむら なおき・理事)

女性労働研究部会

川口 和子

労働総研設立時から設置された女性労働研究 部会は、全労連女性部と連携して女性労働の分 野から運動の前進に寄与することをめざし、研 究活動をおこなってきた。

部会発足後、女性労働者の現状調査に着手、 全労連参加労組を対象に労働実態、要求、意識 等の調査をおこない、「男女平等をめざす賃金・ 生活費・生活時間調査」としてまとめた(1992年)。

1990年代後半の一時期は、部会責任者の病気 や他のメンバーの多忙により休会を余儀なくし たが、その後メンバーも再編して再開以降は、 8名のメンバーに全労連女性部役員および傘下 単産女性部長等の傍聴者もふくめて、ほぼ毎月 部会研究会を継続してきた。

この間、芝信用金庫、野村証券、日立製作所 等、賃金、昇進の性差別是正を求める裁判闘争 をはじめ女性労働者の運動の前進を背景に、「男 女雇用機会均等法」改正(97年)、「男女共同参 面社会基本法」制定(99年)、「育児・介護休業 法」改定(01年)、「次世代育成支援対策推進法」 制定(03年)等、一定の前進が見られたが、国 際的な男女平等への流れに比べ日本政府の施策 のテンポのおくれは、国連の社会権規約委員会 や女性の地位委員会からも指摘されている。

とくに経済のグローバル化に対応する財界・ 政府の新自由主義戦略のもとで、保育所等公的 福祉・社会保障の後退、女性では正社員を上回 るにいたった多様な非正規雇用の増加、コース 別管理、成果主義管理による個人処遇化がすす み、性による差別とともに女性間の格差と分断 もむしろ拡大する傾向にある。また各自治体の 男女共同参画条例、指針策定をめぐって見られ た保守派の動向も、最近は憲法改定と連動し軽 視できない。

当部会は、90年代後半以降のこうした女性労 働の新たな局面について、①厚生労働省等の各 種審議会・研究会の報告書や日本経団連の提言 文書の検討。②これらがもたらす女性労働者の 現状についてのケース・スタデイとして、トヨ 夕自動車、日本IBM、伊藤忠商事、生協パート の聞き取り調査。③性差別是正の裁判闘争、判 決の到達点の検証。④全労連、連合、および各 労組、女性部の対応施策と運動の検討。あわせ て⑤関連する諸文献、とくに今日の多様なフェ ミニズムの論調についても討議をおこなってき た。

これら部会研究の到達点を書籍としてまとめ るには到らなかったが、「多様性」「個の尊重= 自己責任」等の巧妙なイデオロギーをともなっ た年金や税制もふくめての家族単位から「個人 単位」への転換については、当部会での討議が、 全労連および労働総研でも独自のプロジェクト を立ちあげて深められ、それぞれ報告書にまと められた(03年)。また06年に予定されている均 等法の再改定に向けて、全労連のプロジェクト に当部会から3名が参画し改正案づくりをおこ なった(04~05年)。

今年度は、戦後60年間における女性労働問題 についての論争点、運動と結びついた理論の発 展の軌跡をテーマに設定し部会研究会を進めて いる。これにつらなるものとして今日の財界・ 政府の新戦略への対抗軸を、真の男女平等実現 の見地から明確にすることが今後の課題である。 そのためにも非正規雇用をふくめ女性労働の実 態についてのケース・スタデイをさらに拡げる とともに、新自由主義、改憲・保守派、フェミ ニズム等の平等論の検証を深めることも必要と 考えている。それは同時に科学的社会主義理論 の今日的検証にもつながる課題と思われる。

(かわぐち かずこ・理事)

— 18 —

国際労働研究部会

斎藤 隆夫

[結成の経過]

当研究部会は、「外国人労働者研究部会」を改 組し、90年度から新設された。この部会は、国際 情勢の激しい変化に対して、日本の労働運動がど う対応するかについての研究調査を主要な任務と して出発した。全労連国際部会は主として海外の 労働問題や労働組合に関する資料を収集し、翻 訳・解説する活動をおこなっていたが、全労連の 国際活動を一層強化・発展させるための調査・研 究活動を担う組織として労働総研内の部会として この部会をつくった。したがって、全労連国際部 および関係加盟各単産との協力・共同で研究部会 運営をおこなうことを主要な任務としていたとい う意味で、他の研究部会と比べてユニークな性格 をもっている。当初は定例的な研究会はおこなわ れず、少数のプロフェッショナルによる『世界の 労働者のたたかい』の執筆協力が主な仕事であっ たが、その後徐々に部会メンバーも増員され、研 究会活動もおこなわれるようになった。

[現 状]

国際労働研究部会の近年の活動は研究会活動 と『世界の労働者のたたかい』の執筆協力が2 本の柱になっている。研究会活動の内容は以下 のようなものである。

- 1、最新の国際的な労働問題・労働組合動向 についての情報交換
- 2、部会メンバーによる担当国組合運動の動 向についての比較的まとまったレポートに よる討論
- 3、他の組織と共同でおこなう研究会(たとえ ば不安定雇用規制のあり方をテーマとして 「パート労組連絡会」との共催でおこなった)
- 4、ILOや世界労連大会などに出席した全労 連国際部の部員による国際組織の動向につ いての報告・質疑

労働総研クォータリーNo.60(2005年秋季号)

これらの活動を通して、部会メンバーの研究 蓄積を促進すると同時に『世界の労働者のたた かい』の内容を充実させることに努めている。

第2の柱である『世界の労働者のたたかい』へ の執筆協力については次のような点が指摘しうる。

執筆にあたっては、ケース・スタディのかた ちで各国別に個々の主要な闘争の事例を取り上 げ、それぞれ次の項目について実状の把握を期 している。(1) 闘争課題(要求)(2)たたかい の組織・規模・戦術(3)たたかいの到達点。 こうした観点は出発時から変更はないが、近年 では、わが国労働問題の現状を踏まえて、不安 定雇用規制の動向、福祉国家再編の動向、組合 員拡大の動向などの諸点については各国とも触 れるようにしている。また、近年の欧州の労働 問題に与える影響の大きさを考慮してEUや欧 州労連の動向も取り上げるようにした。

執筆者については、一人で何ヵ国も執筆しう るプロフェッショナルに依存することが徐々に 困難になっていることから若返りを進めている。

この他、『世界の労働者のたたかい』の編集・ 出版について、活字を大きくし判もB5からA4に するなどの改善をおこなった。

以上のように本部会の活動は徐々に改善・発展しているが、今年度の総会では『世界の労働者のたたかい』をILOや国際機関、日本の労働 運動の情報をも含めた内容に改善させる必要が 指摘されており、一層の努力が求められる。

[設立15周年記念事業:独仏伊3ヵ国調査]

なお、労働総研設立15周年記念事業の一環と して、国際労働研究部会メンバーを中心に、労 働総研としてははじめてのドイツ・フランス・ イタリア3ヵ国・6ヵ所を訪問して、「職場にお ける交渉権とその機能」および「企業の社会的 責任」の問題を中心に聞取り調査をおこなった。 この成果については、調査団参加者が研究例会 で報告したが、そこで出された意見をも参考に 調査結果をまとめる方向で調整中である。

(さいとう たかお・常任理事)

政治経済動向研究部会

天野 光則

[当研究部会の経緯]

① 第1期

当研究部会の設立は、1990年度総会で決定さ れ、90年12月から活動を開始した。

当研究部会は、米田康彦(故人・中央大学教授)を責任者にして、国民生活や労働運動にか かわる内外の経済情勢の重要問題の分析・研究 に主眼を置いて、活動を開始した。

研究部会の活動の中心は、90年代初頭に顕在 化したバブル経済と「円高・ドル安問題」が日 本経済におよぼす雇用・産業構造・地域経済へ の諸影響を分析・研究することにおかれた。

その後、責任者が海外研修留学や校務に追わ れる事態、および病気を抱えることとなり、所 期の目的を十分果たせなくなったので、再編・ 再出発することとなった。

② 第2期

99年、常任理事会は、当研究部会を大木一訓 代表理事を責任者に、研究部会の名称も政治経 済動向研究部会として、再編・再出発する措置 をとった。労働総研2000年度定例総会で決定さ れた方針「21世紀初頭における情勢の特徴と研 究課題」を、当研究部会活動に具体化し、当研 究部会の研究活動上の性格を、①日本の労働運 動をめぐる経済政治動向を、実践的な諸課題と の関連でとらえて、全労連など労働組合の情勢 分析、政策や方針策定に役立てることと、②「グ ローバリゼーションの時代」における日本の経 済・政治の大きな構造的転換を分析して、日本 社会の民主的改革にむけての諸条件とそこでの 労働運動の役割を明らかにすることを、自らの 課題として位置づけた。

こうした角度からの、調査研究と政策提言を

意識して、部会活動をおこない、「政治経済動向 研究の四季報的発表」を重視してきた。また、 「21世紀への展望と労働運動」に関する共同研究 を常任理事会に提案し、研究部会員以外の会員 等の協力をも得て、約2年半におよぶ研究成果 として、小泉「構造改革」の批判・分析に焦点 を絞った共同研究を進め、大木一訓監修・労働 総研編『日本経済の変容と「構造改革」一労働 運動からの分析と提言一』(02年7月、新日本出 版社)を上梓した。

③ 第3期

03年度から、大木代表理事の労働総研での仕 事の重複を軽減し、若返りをはかるという意味 もあり、責任者は天野光則常任理事に代わり、 04年度から新メンバーを迎え、部会の活性化に も努めている。メンバーの若返りを、引き続き 努めていきたい。

[今後の研究部会活動と研究課題]

今後、当研究部会は、当研究部会設立の趣旨 を実践的に深める立場から、①国民・労働運動 が直面している政治経済動向についての分析・ 研究を、労働組合幹部を含めて討論する場を提 供する、と同時に②グローバル化する政治経済 情勢に関する理論・イデオロギー問題の理論的 解明、および③情勢分析に必要な情報の系統的 蓄積、を3つの柱として研究部会活動を進めて いくことにしている。

当研究部会は、05年度定例総会決定にもとづ き、現在進めている研究課題「日本経済の再興 と労働改革」を06年7月の定例総会までに終結 する方向で進める。その後の再編方向について は、当研究部会設立の趣旨に沿った形での再編 が考えられるが、研究部会で慎重に討議し、常 任理事会へ提案することにしたい。

(あまの みつのり・常任理事)

— 20 —

中小企業問題研究部会

中島 康浩

1.『グローバル化のなかの中小企業問題』 の普及と波紋

中小企業問題研究部会(松丸和夫部会長)は 2005年6月、この間の研究成果をまとめ新日本 出版社より『グローバル化のなかの中小企業問 題』を発行した。9人の執筆者をはじめ部会メ ンバーの協力もあり、初版3000部の普及に貢献 中である。

発売直後に『しんぶん赤旗』調べの「よく売 れている本」ベスト5に名を連ね、同紙や『全 国商工新聞』『中小企業家しんぶん』『議会と自 治体』などの書評欄に紹介されたことも、販売 促進に一役買っている。大阪のある中小企業家 が読んで感動し、全社員分47部を一括購入して 読了を要請しているという報告もあった。

大衆運動の分野でもこの書籍をめぐって、い くつかの動きと波及効果があった。1つは、11 月10~12日熱海で開催された全労連の「05地域 運動交流集会」で、テーマの1つ「地域の状況 と地域運動の強化にむけて」の問題提起に本書 の主要部分が生かされたことである。また、本 誌No.59「夏季号」でも紹介した第4章「不況打 開、地域振興運動と新たな挑戦」の執筆にあたっ ての事例調査554件が資料として配布された。

2つ目の動きは、中小企業問題をめぐって諸 団体から学習会等への講師依頼である。監修者 の部会長には、9月に中小企業家同友会全国協 議会・企業環境研究センター例会での報告、10 月にも全印総連東京地連労使合同セミナーでの 講演要請があり、積極的に引き受けて書籍の普 及もおこなった。さらに、12月には墨田区職労 の要請で、自治研集会全体会での講演も予定さ れている。また、第4章の地域振興運動をめぐっ ては、全印総連東京地連中部地協から夏季学習 会での講師依頼があり、10月の全印総連関係労 労働総研クォータリーNo.60(2005年秋季号)

使の「円卓会議」でも公契約運動を中心とした 発言依頼へと続いた。

3つ目の動きは、本書を読まれた在日韓国人 の方の紹介により、韓国労働教育研究所(公労 使の三者構成)が、日本の代表的なリストラ・ 産業空洞化反対闘争の実態調査のために訪日(10 名)して関係者と懇談したいとの申入れがあっ たことである。会員の相田氏を中心に、三多摩 労連や大田区労協、JMIU などの協力で受入れ 準備を相談中である。

2. 中小企業部会の活動、構成と特徴

中小企業問題研究部会の発足は1993年5月で、 初代部会長・福島久一氏らの尽力でスタートした。当初は、「中小企業政策」をめぐって学者・ 研究者を前に、各単産の役員より順次報告して もらいつつ議論を深めてきたが、その役員諸氏 にも部会メンバーになってもらった。以後、部 会のテーマは、全労連の緊急な研究要請に応え たり、中小企業労働組合運動が直面している問 題を随時取り上げるようになり、資料提供を含 め、今日学んだことが明日からの運動に生かされ るようになった。こうして3年後の1996年7月、 『中小企業の労働組合運動一21世紀への挑戦一』 を学習の友社より発行し、2500部を普及した。

その後の研究活動は、IT戦略と中小企業へ の影響、中小企業基本法の改悪、大企業のリス トラ・産業空洞化問題、地方分権と自治体統合 問題、不良債権処理と地域金融問題、下請二法 の改正と積極活用などを取り上げ、外部講師も 積極的に登用してきた。

この間にも、新自由主義と企業活動のグロー バル化が急展開し、中小企業の基盤がますます 侵食されてきた。こうした事態に対応するため、 02年からは次の新しい書籍を意識しての研究も 加わり、03年にはその「骨太方針」がつくられ、 章建てや内容に係わる討議がつづいた。04年に は出版社、執筆者を選定し、05年にかけて執筆

— 21 —

作業に入ったものである。

3. 今後のために。課題と展望

①当部会の研究が口火となったCSR(企業の社会的責任)問題は、全労連が05春闘から本格着手しており、労働分野のCSR、中小企業におけるCSRの運動推進に役立つ研究をすすめ

関西圈産業労働研究部会

上瀧 真生

関西圏産業労働研究部会では、現在、1990年 代不況を経過したのちの日本における資本-賃 労働関係の変化を、賃金問題の理論的検討をつ うじてあきらかにする研究活動をおこなってい る。研究会をほぼ2ヵ月に1回程度開催し、研 究会参加者が自分の専門領域に引きつけて設定 した個別テーマについて研究報告をおこない、 議論を積み上げてきた。その成果の一部は、下 記のとおり、雑誌『経済』に個人論文として発 表されている。

〈既発表の個人論文〉

三好正巳「社会問題としての賃金-現代賃 金論の構想」(『経済』2004年10月)

上瀧真生「総額人件費管理と労働者生活」 (『経済』2005年2月)

丹下晴喜「グローバリゼーションと財界の 雇用・賃金戦略」(『経済』2005年12月)

これまでの研究成果は、理論的・実証的に十 分に展開されたものとはいえないにしても、い くつかの問題提起を含んでいると考える。私な りに概括すれば、以下のとおりである。

〈研究上の問題提起〉

第1に、賃金を階級的な見地、剰余価値率の 見地からとらえるべきこと。賃金問題は、たん る。

②小泉内閣がすすめる「構造改革」が各分野の 中小企業に多大な悪影響を及ぼしているもと で、その対応策を含めた研究を総合的にすす め、経済の民主的発展につながるよう深める。
③このほか、全労連や関係単産の運動との関係 で、必要な課題の共同研究をすすめる。

安な麻腐の共同抑力をリリのる。

(なかじま やすひろ・会員)

に正規従業員の賃金問題としてとらえてはなら ず、失業・半失業を含む労働者階級全体の見地 からとらえるべきである。したがって賃金問題 の研究は、賃金と雇用を統一的に把握する。こ のようにとらえた現下の賃金問題の特徴は、成 果主義にもとづく賃金改革と失業・半失業の増 大である。

第2に、現下の賃金問題は、90年代不況のな かで進行した資本の蓄積基盤の再編成の一環と してとらえるべきこと。現下の賃金問題は、た んなる不況脱出策とはいえず、この間に進行し た日本資本主義の資本蓄積基盤の再編成の一環 であり、その再編成によって条件づけられてい る。したがって、この蓄積基盤の再編成のあり ようを規定することが研究の前提となる。この 再編成は、利子生み資本の運動が主導する資本 の国際的な展開と国家の暴力装置の強化とを基 軸として展開しており、その実現のために国家 独占資本主義の全機構が動員されている。第二 次世界大戦後の国家独占資本主義は雇用保障制 度、社会保障制度、労使関係制度を軸に構成し た「福祉国家」を標榜してきたが、蓄積基盤の 再編成はこれらの全面的な破壊のうえにすすめ られている。それはマクロの「構造改革」とミ クロの「企業改革」として現われており、ミク ロの「企業改革」はマクロの「構造改革」に依 存することによって可能となる。

第3に、成果主義にもとづく賃金改革は、労 働力の価値規定、賃金における生計費原則を理

— 22 —

念的に否定するものとなっていること。成果主 義的賃金改革は、なによりも「年功的」賃金体 系の否定であり、それがもっていた賃金と生計 費原則とのつながり(ジェンダー的バイアスは かかっていたかもしれないが……)を断とうと している。他方、成果主義的賃金は新しい資本 蓄積基盤に照応した労働の実質的包摂の手段で もある。しかしそれは、新しい資本蓄積基盤に よって限定された賃金原資の分配の原理である ため、ごく一部の高賃金労働者と大多数の低賃 金労働者とを析出する。

第4に、失業と半失業の増大は、階級的な賃 金水準を押し下げるとともに、世代的な特徴を ともなっていること。とくに若い世代の労働者 の失業・半失業の増大は、日本の労働者階級の 再生産にとって新しい問題を提起している。

第5に、成果主義的賃金改革と失業・半失業

労働総研クォータリーNo.60(2005年秋季号)

の増大を中心とする現下の賃金問題は、労働者 階級の世代的な再生産を困難に陥れていること。 これらの問題は、これまでの労働者階級の家族 形成と世代的再生産のあり方の変容をせまって おり、そのことは未婚・非婚の増大と少子化の 進展としてあらわれている。それは、労働力価 値そのものの低下、そのモラーリッシュな価値 構成要素の部分的な切り捨てとも考えられる。

第6に、以上の内容をもつ現下の賃金問題は 社会問題化せざるをえないこと。これに対応す る労働運動のあり方を検討しなければならない。

しかし、これらの問題提起は、まだ十分に理 論的・実証的に展開されていない。とくに今日 の失業・半失業の分析、労働者家計の実態と生 計費原則、労働運動の闘争領域と賃金闘争等に ついては今後の課題である。

(こうたき まさお・会員)

労働運動史研究部会

藤吉 信博

[研究部会の経緯]

当研究部会の設置については、労働総研の定 例総会で永年にわたって何度となく討議されて きた。議論の中心点は、①研究所の研究活動に とって、現状分析と理論政策、歴史研究が欠か せないし、②全労連運動の発展にとっても日本 労働運動の階級的・民主的伝統を継承発展させ ることが求められている、③すでに戦後の労働 運動を担ってきた労働組合の幹部が亡くなり始 めており、関係者からのヒアリングも喫緊の課 題となっている、というものである。

2003年度定例総会は、こうした永年の議論を 踏まえ、労働運動史研究部会を発足させること を決定した。

当研究部会は、当研究部会の設立を永年主張 し続けてきた犬丸義一氏を責任者にして、研究 活動をおこなっている。

[研究活動の現況]

当研究部会は、発足と同時に、戦後における 労働史研究の現段階の特徴や問題状況を数回に わたって検討して、当研究部会の時期的な研究 領域を、全日本産業別労働組合会議(産別会議、 1946年8月~1958年2月)から統一戦線推進労 働組合懇談会(統一労組懇、73年4月~89年11 月)を経て全国労働組合総連合(全労連、89年 11月結成)にいたる期間とし、その期間に活躍 した労働組合幹部・活動家を対象としてヒアリ ングをおこなうこととしている。

ヒアリング対象者については、労働運動史上 の画期をなす局面で活動した労働組合幹部を、 当研究部会メンバーで、ヒアリングの重要性や 緊急性およびその可能性を検討しながら選定を 進めている。ヒアリング対象者が決定させれば、 ヒアリング担当者を決めて、ヒアリング担当者 を中心に、ヒアリング対象者の活動した時期の 政治経済情勢や労働運動の特徴を明らかにする ための文献調査・研究や資料の収集を進めなが ら、ヒアリング対象者の活動歴、およびそのプ ロフィールを調査し、ヒアリングのための予備 質問書を準備し、当研究部会で質問書を仕上げ た後にヒアリングをおこなうことにしている。

[ヒアリングの実績]

すでに3人のヒアリングをおこなっている。

- ① 杉浦正男氏:戦前の印刷工労働組合活動 と監獄生活、戦後解放されて、戦後の労働 組合運動の再建に参加し、産別会議の最後 の事務局長であった。戦前の印刷工労働運 動と戦後の労働運動について、2回ヒアリ ングした。
- ② 引間博愛氏:80年の第2の反動攻勢と反 共「社公合意」・社会党の右転落から派生し た総評の右転落のもとで、統一労組懇運動 が、階級的ナショナルセンター結成に向け、 生成・発展する過程を中心にヒアリングした。
- ③ 宇田川次保氏:宇田川氏は、産別会議と 統一労組懇とにまたがって活動した数少な い現存の幹部の1人である。1回目は産別 会議中心に、2回目は医療労働組合運動を 中心にヒアリングした。

[今後の課題]

研究部会の再編方針にもとづいて、どのよう な形態で、新たな再編方向を模索するかについ て、研究部会で討議し、常任理事会に提案する ことにしたい。

ヒアリングした内容については、しかるべき 方法で公表できるよう検討中である。

(ふじよし のぶひろ・事務局次長)

— 24 —

労働総研16年の歩み

労働運動総合研究所(労働総研)は、1989年 12月11日、「労働運動の必要に応えるとともに国 民生活の充実向上に資することを目的に」設立 された。今年12月11日、設立16年を迎える。

労働総研は、時々の政治経済情勢と関連づけ ながら、設立以来16年間、「設立趣意書」にある ように「新しいナショナルセンター・全国労働 組合総連合との密接な協力・共同のもとに、運 動の発展に積極的に寄与する調査研究・政策活 動をすすめ」ることに努力してきた。

16年間の研究所活動が以下に見るように、少 なからぬ業績をあげ得たのは、全労連をはじめ とする団体会員、個人会員、その他労働総研の 発展のために支援・協力を惜しまれなかった多 くの善意の賜物である。

労働総研は、設立16年を迎えるにあたり、「設 立趣意書」の原点を再確認し、「労働運動の必要 に応え、その前進に理論的実践的に役立つよう な調査研究所」として、全労連をはじめ、単産、 地方組織、未組織労働者を含むすべての労働者、 国民諸階層の生活と権利の向上のために、役割 を果たさなければならない。

そうした立場から、労働総研がおこなった調 査・研究・政策提言活動などを、以下に概観する。

| 全労連との連帯強化の事業

- (1) シンポジウムの共催
- 1)「労働時間短縮の日本的障害とその克服の 道」(92年3月7日、東京と広島で開催。参 加者は東京150人、広島200人。91年12月、 本シンポジウム準備のためのプレ・シンポ ジウムを東京で開催。)
- 2)「国民本位の不況対策の実現を一大企業の 民主的規制の追求」(92年11月21~22日、埼 玉県浦和市。参加者80人。本シンポジウム

準備のためのプレ・シンポジウムを92年8 月、東京で開催。)全労連・労働総研編で報 告書を作成した。

- 「不況・リストラ『合理化』と民主的規 制」(93年11月28~29日、静岡県伊東市で開 催。参加者90人。)全労連・労働総研編で報 告書を作成した。
- 4)「人間らしい労働と生活をめざしてーナ ショナルミニマムの確立を」(94年10月29~ 30日、静岡県熱海市で開催。参加者110人。 本シンポジウムの前に、9月、プレ・シン ポジウムを全労連地方ブロックでナショナ ルミニマム学習会を開催した。)全労連・労 働総研編で報告書を作成した。
- 5)「雇用破壊・賃金破壊とナショナルミニマ ム=労働組合の役割」(95年5月25~26日、 東京で開催。参加者75人。)
- 6)「生計費・全国一律最賃制」(96年11月8
 ~9日、静岡県熱海市で開催。参加者65人。)
- 7)大阪労連の全面的な支援で「これでいいのか日本資本主義」(03年2月、大阪市、参加者170人)を開催した。
- 8)愛知県労連・愛知労働問題研究所の全面 的な支援・協力で「これでいいのか日本資 本主義、これからどうする日本労働運動」 (03年10月、名古屋市、参加者60人)を開催 した。
- 9)「新たな試練と飛躍の可能性-これからど うする日本の労働運動」(05年11月11日、静 岡県熱海市で開催。参加者314人。)
- (2) 地域政策研究交流集会の共催
- 第1回(96年5月25~26日、福島県磐梯 熱海で開催。参加者80人。)
- 第2回(97年10月25日、東京で開催。参加者50人。)

— 25 —

- 3)第3回「雇用・就業、くらしと地域経済 を考える」(98年10月9~10日、北海道札幌 市で開催。参加者180人。この研究交流集会 を準備する段階で現地の会員も参加した現 地調査をおこない、北海道労連との連携を 強めた。)
- (3) 国際シンポジウムへの協力・共催
- 全労連主催「日本的労使関係と労働組合の権利 国際シンポジウム」(91年11月26~ 27日、東京で開催。木元進一郎理事が「『日本的労使関係』の特質と最近の動向」を報告した。)
- 2)全労連主催「労働者の権利、人権、多国 籍企業の民主的規制-アジア・太平洋労働 組合シンポジウム(94年6月29~7月1日、 静岡県伊豆長岡で開催。大木一訓常任理事 が「戦後成長政策の破綻と独占資本のアジ ア政策」を報告した。)
- 3)全労連主催「国際シンポジウム 雇用保 障と労働組合の役割」(00年10月30~11月1 日、神奈川県箱根湯本で開催。大木一訓代 表理事が「巨大企業の傍若無人な横暴を抑 える運動と政策を」を、川口和子常任理事 が「女性差別の隠蔽・温存は国際的な共通 点」を報告。)
- 4)全労連・労働総研・いのちと健康全国センター共催公開研究例会「ドイツ労働運動の実情を聞く」(00年3月、東京で開催。)
- 5) 全労連・労働総研・いのちと健康全国センター共催公開研究例会「ドイツ労働運動の新しい特徴」(03年3月、東京で開催。)

(4) 政策提言

 労働法研究者が全労連法規対策委員会に 協力し、93年6月、政府の労働基準法(労 働契約法制)「改正」に関する共同研究を 「労働基準法(労働契約法制)『改正』の評 価と提言」にまとめた。

- 2) 阪神・淡路大震災復旧・復興政策を全労 連・兵庫労連と共同・協力して研究・政策 提言を発表した。
 - ア)全労連と共同してプロジェクトチーム を結成し、「市民本位の"みなと"の復興 と港湾労働者の生活、雇用・労働条件の ための提言」をまとめ、95年4月17日、 兵庫県記者クラブで発表した。
 - イ)全労連・兵庫労連の共同政策提言「地 元に安定した雇用・就業の確保を一復興 への参加で阪神・淡路大震災による失業・ 雇用不安を打開する緊急政策」(95年5月 18日)の研究・政策立案に協力した。
- 3)全労連と共同で、日産経営分析チームを 結成し、「日産自動車の赤字から黒字への転 換の内容分析一日産リバイバルプラン (NRP)とリストラ」を、01年10月10日、記 者会見で発表した。
- 3代表理事年頭の声明「自衛隊のイラク 派兵に反対する」(04年1月3日)
- 5) 事務局長談話「プロ野球選手会・NPBの 実りある団体交渉のために」(04年9月21日)
- 3代表理事と事務局長の年頭の訴え「憲 法9条を擁護し、国民生活と権利擁護の転 機の年に」(05年1月1日)
- 7)厚生労働省「今後の労働契約法制の在り 方に関する研究会」の「中間取りまとめ」 に対する意見(パブリック・コメント)(05 年6月20日)

(5) 委託·共同研究

— 26 —

- 89年度:全労連からの委託研究要請にも とづき、研究チームを編成し、ILO「夜業」 議題に対する調査政策「ILO夜間労働に関 する見解(案)」を全労連に提出した(89年 度)。全労連は、労働総研の報告を土台に、 ILO 夜業議題に関する「見解」と「修正」 (案)をILOに90年4月提出した。
- 2) 91年度:全労連からの委託研究要請にも

とづき、研究チームを編成しILO「多国籍 企業及び社会政策に関する三者宣言」第5 次案への回答書(案)を作成し、全労連に 提出。この「回答書(案)」を検討の上、全 労連はILO事務局に送付した(92年4月)。

- 3)92年度:全労連からの委託研究要請にも とづき、現代における生活保障体系研究プ ロジェクトは、全労連、単産、地方組織な どの全面的な協力を得て調査・研究をおこ ない「過重労働」下の労働と生活に関する 研究「人間らしい労働と生活の実現をめざ して」を全労連に提出した(92年7月)。
- 4)94年度:全労連からの委託研究要請にも とづき、研究チームを編成し、「規制緩和」 に対する見解と労働者・国民への影響につ いて研究をおこない、報告書「規制緩和で 日本はどうなる」を全労連に提出した(95 年4月)。
- 5)96年度:全労連からの委託研究要請にも とづき、研究チームを編成し、「生計費」の 考え方・取り組みの視点について研究をお こない、報告書「生計費研究プロジェクト 報告」を全労連に提出した(96年9月)。
- 6)全労連からの委託研究要請にもとづき、 研究チームを編成し、「NTT 持株会社化は 何を目指すか」を全労連に提出した(98年 7月)。
- 7)01年度:建交労からの委託研究要請にも とづき、プロジェクトチームを編成し、「『緊 急地域雇用創出特別交付金』を活用し、改 善を求める緊急提言」を、02年1月、労働 厚生省記者クラブで発表した。
- 8)02年度:建交労からの委託研究要請にも とづき、プロジェクトチームは研究を継続 し、「公的雇用創出のための政策提言」を、 02年12月のシンポジウムで発表した。
- 9)03年度:埼玉県労連の要請にもとづき、 「埼玉県における勤労者の仕事とくらしの実 態調査」共同調査研究チームを編成し、04

労働総研クォータリーNo.60(2005年秋季号)

年6月、「中間報告」を発表した。

10) 埼玉県労働経済調査会の『埼玉県における勤労者の仕事とくらしの実態調査』を埼 労連と共同でおこない、報告書を05年6月 発表した。

(6) 全労連アジア調査への協力

全労連の要請を受けて、97年度、98年度に「全 労連アジア調査」に、大木一訓代表理事を介し て、愛知労働問題研究所が協力した。

(7) 働くもののいのちと健康を守る全国セン ターへの協力

全労連の要請に応え、「全国センター」準備会 に参加するとともに、黒川俊雄代表理事を結成 呼びかけ人に選任する等、結成に向けての取り 組みに協力した。労働総研は賛助会員(団体) に加入し、引き続き協力している。

(8) ナショナルミニマム検討委員会

この検討委員会は、全労連の呼びかけに応え て、全生連・全商連・農民連・労働総研の5団 体で構成されている。検討委員会の目的は、過 去におこなわれたナショナルミニマム検討の研 究成果を確認し、所得保障を中心に現情勢に適 合したナショナルミニマムを検討することにあ る。そのための事務局団体会議が05年2月21日 に開かれ、大須眞治事務局長・藤吉信博事務局 次長が参加し、今後の運営方向が確認された。

(9) 労働法制中央連絡会

この連絡会は、大企業・財界・政府による労 働者保護規制に対する際限なき破壊攻撃を阻止 し、働くルールを確立するため、過去の運動の 成果を踏まえ、現情勢にふさわしい形態で再確 立された。05年5月11日、事務局団体会議がお こなわれ、新しい事務局団体と運営方向が確認 された。5月26日、再開総会が開催され、代表 委員の1人として牧野富夫代表理事が、事務局

委員の1人として大須眞治事務局長(代理:藤 吉信博事務局次長)が選出された。

(10) 憲法改悪反対共同センター

04年度定例総会の方針にもとづき、「九条の 会」の運動をあらゆる側面で支持し、9条破壊 を軸とする憲法改悪を阻止する重要な運動の一 環として、この共同センターに参加している。

(11) 『国民春闘白書』の共同編集

『国民春闘白書』は、88年版と89年版が統一労 組懇編で発刊され、90年版から全労連編として 発刊され、06年版で19集となった。労働総研は 全労連と共同編集委員会を結成し、企画・内容・ 執筆・普及に取り組んできた。

大企業の膨大な内部留保を社会的に還元せよ との要求に応えて、『検証・大企業の内部留保= ビクトリーマップ』の分析・執筆に協力し、93 年より春闘時期に発刊してきた。『04年国民春闘 白書』から、「大企業の内部留保」として、『春 闘白書』に合体した。06年版から判型をA4に し、「データブック」として活用できるように改 善した。

(12)『世界の労働者のたたかい』への協力

全労連編『世界の労働者のたたかい一世界の 労働組合運動の現状調査報告』は、労働総研国 際労働研究部会が、編集・執筆に協力して、94 年から発刊され、今回第11集となった。こうし た情報誌は国際的にも貴重で、国内では唯一の 刊行物となっている。

(13) 労働総研設立 15 周年記念事業

1)「労働組合調査」

設立15周年記念事業として、全労連と共同で 「労働組合活動実態と課題と展望」の調査をおこ ない、「第1次中間報告」を全労連主催の「地域 運動交流集会」(05年11月10~12日)で発表した。 この項については、本誌11ページを参照のこと。

2) 独仏伊3ヵ国海外調査

斎藤隆夫常任理事を団長に、大木一訓代表理 事など8名の調査研究チームを、05年2月16~ 26日までの10日間、ドイツ、フランス、イタリ アに派遣した。調査団は、3ヵ国・6ヵ所で「職 場における交渉権とその機能」および「企業の 社会的責任」の問題などを中心に聞取り調査を おこなった。聞取り調査をおこなった団体は、 ドイツ=シュトゥットガルトでのダイムラーク ライスラー従業員代表委員会(同世界従業員代 表委員会)、フランス=ヴァランシェンヌでのト ヨタ工場 CGT-トヨタおよび同地域労組、パリ でのルノー本社工場従業員委員会代表および CGT-ルノー、イタリア=トリノでのフィアッ ト工場ミラフィヨーリFIOM-CIGIL·RUS(統 一労働組合)および、ローマでのフィアット FIOM-CIGIL・RSUそしてイタリア=ローマで のフィルカムス (FILCAMS) である。

調査団は05年6月、研究例会で中間的報告を おこなった。

II 研究活動

(1) プロジェクト

労働運動の要請に応えて、重点的な調査研究 活動をおこなうために、以下のような研究プロ ジェクトを組織し、調査研究を深め、成果を発 表してきた。成果については、研究成果の公刊 の項を参照のこと。

- 現代における生活保障体系(90年7月~ 92年7月)
- 2)規制緩和と経済民主主義(90年7月~92 年7月)
- 3)首都圏地域開発と労働運動(92年7月~ 95年7月)
- 4)日本の団体交渉制度(92年7月~95年7月)
- 5) 外国人労働者問題(96年度)
- 6)日本的労使関係(92年7月~97年7月)
- 7) 生計費(97年7月~99年7月)

- 8)地域政策研究(98年7月~00年7月)
- 9) 基礎理論(01年7月~03年7月)
- 不安定就業労働者の実態と人権(01年7 月~04年7月)
- 11) ナショナルミニマムの整理・検討(03年 12月~)

(2)研究例会

労働総研の調査研究成果を発表し、時々の情 勢把握と、運動課題に応えるべく、以下のよう な研究例会を開催した。

- 1)日本経済の現状と展望(90年5月)
- 2) 90年国民春闘の総括(90年7月)
- 3) 金融をめぐる現在の情勢(90年9月)
- 4)高齢化社会危機論の論点と批判の方向(90 年11月)
- 5)独占資本の蓄積戦略と労働組合の要求綱 領、第12回世界労働組合大会に参加して(91 年1月)
- 6)湾岸戦争と中東(91年3月)
- 7) 臨調行革10年と日本の社会保障の現状、 社会保障闘争の再構築一全労連の運動と課 題をめぐって(91年6月)
- 8)女性労働研究部会/男女平等社会をめざ す賃金・生活費・生活時間予備調査報告(91 年9月)
- 3) ガットと日本一経済論説記者の体験的自由・保護貿易論(92年2月)
- 10) 最近の経済情勢の特徴一景気の動向(92 年5月)
- 11)女性労働研究部会/男女平等社会をめざ す賃金・生活費・生活時間予備調査報告、 人権闘争の交流をめざす訪米を通してみた アメリカ女性(93年1月)
- 12) 従来型スクラップ・アンド・ビルド「合理化」と今回のリストラ「合理化」のちがい、その背景」(93年11月)
- 13)ドイツにおける最近の労働運動の動向(94 年3月)

労働総研クォータリー№.60(2005年秋季号)

- 14) 日経連「新日本的経営システム等プロジェ クト報告」の問題点(94年10月)
- 15) マルチメディア問題と日本経済、労働運 動、国民生活(95年2月)
- 16) マルチメディアって何だ一現場からの報告(96年5月)
- 17)新時代の「日本的経営」の意味・背景(95 年7月)
- 18) 動揺する「日本的労使関係」をあしがかりとして(95年10月)
- 19) 金融ビッグバンと国民生活(98年1月)
- 20)経済戦略会議最終答申「日本経済再生への戦略」分析(99年5月)
- 21) 緊急研究例会:大リストラと大量失業を 告発する(03年2月)
- 22) 大阪研究例会:これでいいのか日本資本 主義(03年2月)
- 23) 緊急研究例会:「定昇廃止」論の意味を問う一労働組合運動の「解体」をねらう財界の暴挙といかに対決するか一(03年3月)
- 24)名古屋研究例会:これでいいのか日本資本主義、これからどうする日本労働運動(03年10月)
- 25) 春闘50年と05国民春闘の課題を考える(05 年1月)
- 26) 独仏伊3ヵ国調査研究訪問を終えて(05 年6月)

(3)研究成果の公刊

- 1)女性労働研究部会「男女平等をめざす賃 金・生活費・生活時間予備調査」(91年6 月、労働総研研究レポート)
- 2)不安定就業問題研究部会/労働総研編・ 加藤佑治監修『フレキシビリテイ 今日の 派遣労働者』(91年9月、新日本出版社)
- 3)規制緩和問題と経済民主主義研究プロジェ クト/労働総研編・角瀬保雄監修『規制緩 和問題と経済民主主義』(92年7月、新日本 出版社)

— 29 —

- 4)女性労働研究部会「男女平等をめざす賃 金・生活費・生活時間調査」(92年10月、労 働総研研究レポート)
- 5)労働総研・全労連編/江口英一監修『現 代の労働者階級一「過重労働」下の労働と 生活』(93年10月、新日本出版社)。第19回 野呂栄太郎賞受賞。
- 6)労働総研労働時間問題研究部会編『日本の労働時間一賃下げなしのワークシェアリング大幅時短への展望』(94年5月、学習の友社)
- 7)首都圏地域開発と労働運動研究プロジェ クト・責任者小沢辰男『開発・県政と労働 者・住民運動』(95年7月、労働総研研究レ ポート)
- 8)労働総研団体交渉制度研究プロジェクト 『(研究報告)日本の団体交渉制度の現状ー 改革のために一』(95年7月、労働総研研究 レポート)
- 9)日本的労使関係研究プロジェクト/労働 総研編・木元進一郎監修『動揺する「日本 的労使関係」』(95年7月、新日本出版社)
- 10) 全労連・労働総研編・角瀬保雄監修『「規 制緩和」で日本はどうなる』(95年8月、新 日本出版社)
- 女性労働研究部会『「現代の労働者階級」 データのジェンダー分析一階級分析の補足』 (96年7月、労働総研研究レポート)
- 12) 中小企業問題研究部会編『中小企業の労 働組合運動-21世紀への挑戦-』(96年7 月、学習の友社)

労働運動総合研究所(「労働総研」)の 設立にあたって

私たちは、去る12月11日、労働運動の必要に 応えるとともに国民生活の充実向上に資するこ とを目的として、労働運動総合研究所(「労働総

- 13)労働総研編・牧野富夫監修『財界戦略と 賃金』(97年3月、新日本出版社)
- 14)不安定就業・雇用失業問題研究部会/加 藤佑治+内山昂監修『規制緩和と雇用失業 問題』(97年11月、新日本出版社)
- 15)日本的労使関係研究プロジェクト/労働 総研編・牧野富夫監修『「日本的経営」の変 遷と労使関係』(98年3月、新日本出版社)
- 16)労働総研労働時間問題研究部会編『変形 労働、長時間深夜労働一労働時間と「規制 緩和」』(98年3月、学習の友社)
- 17) 全労連・労働総研(NTT持株会社化研究 会)『NTT持株会社化は何を目指すか』(98 年7月、労働総研研究レポート)
- 18)労働総研編・小越洋之助監修『今日の賃 金一財界の戦略と矛盾一』(00年7月、新日 本出版社)
- 19)労働総研地域政策研究プロジェクト『労働組合運動の地域政策発展をめざして-4 府県(大阪・神奈川・埼玉・福島)調査報告』(02年7月、労働総研研究レポート)
- 20)相澤與一編・労働総研監修『社会保障改 革一今こそ生存権保障を一』(02年8月、大 月書店)
- 21)労働総研編・大木一訓監修『日本経済の 変容と「構造改革」一労働運動からの分析 と提言』(02年7月、新日本出版社)
- 22) 労働総研編・松丸和夫監修『グローバル 化のなかの中小企業問題』(05年6月・新日 本出版社)

研」)を設立いたしました。「労働総研」は、こ の目的に即して理論研究をおこない、また労働 運動の前進に実践的に役立つ政策立案のための 調査研究、資料・情報の提供などをおこなうこ とになります。

今日、労働運動をめぐる社会的諸条件は、内

— 30 —

外にわたりめまぐるしい変化がみられ、また複 雑な様相をみせております。労働者・労働組合 は、「情報化」、「サービス経済化」、「国際化」、 「高齢化」などの構造的変化に直面しているばか りか、政府・独占資本の「経済構造調整」政策 や軍拡「行革」路線を背景とした、きびしい「合 理化」攻撃にさらされています。他方に、多国 籍化した巨大企業の横暴な蓄積運動はとどまる ところを知らない状況にあります。

今日の労働運動には、このような複雑かつ激 変する社会経済情勢にたいして、的確な要求と 政策課題を提起し、果敢に行動の統一をすすめ ることが、強く求められています。そこで私た ちは、今こそこの運動の必要に応え、理論的・ 実践的に役立つ調査研究機関の設立を計るべき だと考え、その準備を具体的にすすめてまいり ました。

新しく設立された「労働総研」は、新しいナ

労働運動総合研究所設立趣意書

日本の労働運動は、いま重要な転機を迎えて いる。戦後日本資本主義と安保体制の矛盾が表 面化し、長年の自民党政権が激しく動揺してい るなかで、労働組合運動の新しいナショナルセ ンター・全国労働組合総連合が結成された。全 国的規模でも産業レベル・地域レベルでも、労 働運動が本格的に構築され、前進を開始しつつ ある。

支配層がこの運動の前進に手をこまねいて見 過ごすことはあり得ない。財界・自民党政府・ 「連合」などの勢力は、従来にも増してあらゆる 手段と社会的な力を動員し、立ち向かってくる であろう。運動、組織、イデオロギーの全面に わたるその攻撃を軽視するわけにはいかない。

しかし、今日における日本労働運動の前進は 必然である。いまや多数の国民は、自民党政治 が労働者・国民の生活と権利を根底から脅かし ていることを、自覚するようになってきている。

労働総研クォータリーNo.60(2005年秋季号)

ショナルセンター「全労連」との密接な協力・ 共同のもとに、民主的学者・研究者の結集と協 力をえるとともに、既存の民主的調査研究諸機 関の協力・共同をもすすめ、所期の目的の達成 をはかりたいと思っております。

だが、「労働総研」の基礎を固め、所期の目的 をめざすためには、なによりも本研究所の趣旨 と目的に賛同いただける労働組合、民主的団体・ 機関、研究者、活動家に、できるだけ多数会員 として加盟していただくことをお願いしなけれ ばなりません。最後に、とくにこのことをお願 いし、以上をもって研究所設立のご挨拶といた します。

1989年12月

労働運動総合研究所代表理事

黒 川 俊 雄

戸木田 嘉 久

また、「連合」が既存のすべてのナショナルセン ターを吸収合併するという事態のもとで、新し いナショナルセンター・全国労働組合総連合は、 独占資本の政策に対抗して労働者・国民の生活 と権利をまもることのできる、唯一の大衆的労 働運動のセンターとなる。さらに、新しい運動 の中心になっているのは、激しい反共攻撃をは ねかえして着実な前進をかちとってきた労働者・ 労働組合であり、わが国労働運動の積極的伝統 を受け継いでいる潮流である。

とはいえ、今日の労働運動をめぐる社会的諸 条件は、国内においても国際的にも大きく変化 しつつある。労働者・労働組合は、「情報化」、 「サービス経済化」、「国際化」、「高齢化」などの 構造的変化に直面し、「経済構造調整」、「行革」 などの政策によってかってない「合理化」攻撃 にさらされている。労働組合運動がその主要な 相手としているのは、いまや多国籍化した巨大 企業である。それらの巨大企業は、アメリカ独

— 31 —

占資本と連携・癒着しつつ、海外進出や輸出拡 大をてこに、わが国の労働者と他の先進国およ び途上国の労働者とを互いに競争させ、労働・ 生活条件の切り下げをはかってきている。今日 の労働運動は、これらの変化やそれにともなう 運動課題に的確に対応しつつ、前進しなければ ならない。しかし、その道はけっして平坦なも のではないであろう。

以上の情勢のなかで、労働運動の必要に応え、 その前進に理論的実践的に役立つような調査研 究所の設立が、今日切実に求められている。こ

〈設立発起人〉

in in the state	
ーノ瀬秀文	(大阪経済法科大教授)
一番ヶ瀬康	子(日本女子大教授)
上田 誠吉	(弁護士)
内山 昂	(国公労連顧問)
江口 英一	(中央大名誉教授)
大木 一訓	(日本福祉大教授)
大槻健	(早稲田大教授)
小沢 辰男	(武蔵大教授)
小川 政亮	(日本福祉大教授)
置塩 信雄	(神戸大教授)
加藤 佑治	(専修大教授)
上条 貞夫	(弁護士)
木元進一郎	(明治大教授)
儀我壮一郎	(専修大教授)
黒川 俊雄	(慶応大名誉教授)
小林 勇	(国際労働運動研究者)
桜井 徹	(日本大教授)
猿橋 真	(全労連副議長)
柴田 悦子	(大阪市立大教授)
塩田庄兵衛	(都立大・立命館大名誉教授)
嶋津千利世	(婦人労働問題研究者)
島崎 晴哉	(中央大教授)
高木 督夫	(法政大教授)
竹内 真一	(明治学院大教授)
田沼 肇	(法政大教授)

の研究所は、新しいナショナルセンター・全国 労働組合総連合との緊密な協力・共同のもとに、 運動の発展に積極的に寄与する調査研究・政策 活動をすすめるためのものである。また、それ は労働運動にかかわる全国各地のさまざまな分 野の民主的研究者・研究諸団体などに、労働運 動との協力・共同の場を提供するものでありたい。

本研究所は、これらの目的をめざす団体・個 人の自主的な共同事業として設立されるもので ある。

1989年12月11日

辻岡 靖仁 (労働者教育協会会長) 戸木田嘉久(立命館大名誉教授) 永山 利和 (日本大教授) 長谷川正安(名古屋大名誉教授) 浜岡 政好(仏教大教授) 浜林 正夫 (一橋大名誉教授) 林 直道(大阪経済法科大教授) 春山 明(労働者教育協会副会長) 日野 秀逸(都立大助教授) 藤岡 義昭 (全労連調査政策局長) 藤本 武(労働科学研究所客員所員) 牧野 富夫(日本大教授) 三富 紀敬 (静岡大教授) 山田 信也(名古屋大教授) 山口 孝(明治大教授)

〈歴代代表理事・常任理事・顧問・事務局長〉

1989年度 〈代表理事〉 黒川 俊雄 (慶応大名誉教授) 戸木田嘉久 (立命館大名誉教授) 〈常任理事〉 内山 昂 (国公労連顧問) 大木 一訓 (日本福祉大教授) 加藤 佑治 (専修大教授)

— 32 —

	−労働総研クォータリー№60(2005年秋季号)
猿橋 真 (全労連副議長)	1992~1993年度
高木 督夫 (法政大教授)	〈代表理事〉
田沼 肇 (法政大教授)	黒川 俊雄 (慶応大名誉教授)
辻岡 靖仁 (労働者教育協会会長)	戸木田嘉久 (立命館大名誉教授)
永山 利和 (日本大教授)	〈常任理事〉
浜岡 政好(仏教大教授)	内山 昂(国公労連顧問)
春山 明(労働者教育協会副会長)	宇和川 邁(労働総研事務局長)
日野 秀逸 (都立大助教授)	大木 一訓 (日本福祉大教授)
牧野 富夫 (日本大教授)	加藤 佑治 (専修大教授)
三富 紀敬 (静岡大教授)	鴨川 孝司 (全労連副議長)
〈事務局長〉	桜井 絹江 (女性労働問題研究者)
内山 昂(国公労連顧問)	田沼 肇 (法政大教授)
〈事務局次長〉	辻岡 靖仁 (労働者教育協会会長)
宇和川 邁 (労働総研事務局)	永山 利和 (日本大教授)
	浜岡 政好(仏教大教授)
1990~1991年度	春山 明(労働者教育協会副会長)
〈代表理事〉	日野 秀逸 (都立大教授)
黒川 俊雄 (慶応大名誉教授)	牧野 富夫 (日本大教授)
戸木田嘉久 (立命館大名誉教授)	三富 紀敬 (静岡大教授)
〈常任理事〉	〈事務局長〉
内山 昂(国公労連顧問)	宇和川 邁 (労働総研事務局長)
大木 一訓 (日本福祉大教授)	
加藤 佑治(専修大教授)	1994 ~ 1995 年度
鴨川 孝司(全労連副議長)	〈代表理事〉
桜井 絹江(女性労働問題研究者)	大江 洸 (全労連顧問)
田沼 肇 (法政大教授)	黒川 俊雄 (慶応大名誉教授)
辻岡 靖仁 (労働者教育協会会長)	戸木田嘉久 (立命館大名誉教授)
永山 利和 (日本大教授)	〈常任理事〉
浜岡 政好(仏教大教授)	内山 昂 (元国公労連委員長)
春山 明(労働者教育協会副会長)	宇和川 邁 (労働総研事務局長)
日野 秀逸(都立大教授)	大木 一訓 (日本福祉大教授)
牧野 富夫(日本大教授)	加藤 佑治 (専修大教授)
三富 紀敬 (静岡大教授)	鴨川 孝司 (全労連副議長)
〈事務局長〉	桜井 絹江 (女性労働問題研究者)
内山 昂(国公労連顧問)	田沼 肇 (法政大名誉教授)
〈事務局次長〉	辻岡 靖仁 (労働者教育協会会長)
宇和川 邁 (労働総研事務局・	永山 利和 (日本大教授)
90年8月より事務局長)	浜岡 政好(仏教大教授)
	春山 明(労働者教育協会副会長)

日野	秀逸	(都立大教授)
牧野	富夫	(日本大教授)
三富	紀敬	(静岡大教授)
〈事務局	長〉	
宇和川	邁	(労働総研事務局長)
1996	5~19	997年度
〈代表理	事〉	
大江	洸 ((全労連顧問)
黒川	俊雄	(慶応大名誉教授)
戸木田	日嘉久	(立命館大名誉教授)
〈常任理	事〉	
内山	昂	(元国公労連委員長)
宇和川	邁	(労働総研事務局長)
大木	一訓	(日本福祉大教授)
大須	眞治	(中央大教授)
角瀬	保雄	(法政大教授)
加藤	佑治	(専修大教授)
草島	和幸	(労働総研事務局)
桜井	絹江	(女性労働問題研究者)
田沼	肇	(法政大名誉教授)
辻岡	靖仁	(労働者教育協会会長)
寺間	誠治	(全労連調査政策局長)
永山	利和	(日本大教授)
浜岡	政好	(仏教大教授)
春山	明	(労働者教育協会副会長)
日野	秀逸	(都立大教授)
牧野	富夫	(日本大教授)
三富	紀敬	(静岡大教授)
萬井	隆令	(龍谷大教授)
〈事務局	長〉	
宇和川	邁	(労働総研事務局長)
199	8~1	999年度
〈代表理	事〉	
		(元全労連議長)
		(慶応大名誉教授)
戸木田	田嘉久	(立命館大名誉教授)

〈常任理	事〉	
相沢	与一	(長野大教授)
池田	寛(全労連企画政策局長)
内山	昂	(元国公労連委員長)
宇和川	邁	(労働総研事務局長)
大木	一訓	(日本福祉大教授)
大須	眞治	(中央大教授)
角瀬	保雄	(法政大教授)
加藤	佑治	(専修大教授)
川口	和子	(中央大講師)
金田	豊	(労働問題研究者)
草島	和幸	(労働総研事務局)
田沼	肇(法政大名誉教授)
辻岡	靖仁	(労働者教育協会会長)
永山	利和	(日本大教授)
浜岡	政好	(仏教大教授)
春山	明	(労働者教育協会副会長)
日野	秀逸	(東北大教授)
牧野	富夫	(日本大教授)
三富	紀敬	(静岡大教授)
萬井	隆令	(龍谷大教授)
〈事務局	長〉	
宇和川	邁	(労働総研事務局長)
200	0~2	001 年度
〈代表理	事〉	
大江	洸	(元全労連議長)
大木	一訓	(日本福祉大教授)
牧野	富夫	(日本大教授)
〈常任理	事〉	
相沢	与一	(長野大教授)
大須	眞治	(中央大教授)
川口	和子	(女性労働問題研究者)
金田	豊	(労働問題研究者)
唐鎌	直義	(大正大教授)
熊谷	金道	(全労連副議長)
草島	和幸	(労働総研事務局長)
伍賀	一道	(金沢大教授)
桜井	徹	(日本大教授)

— 34 —

辻岡 靖仁 (労働者教育協会会長) 寺間 誠治 (全労連労働調査政策局長) 永山 利和 (日本大教授) 浜岡 政好(仏教大教授) 日野 秀逸 (東北大教授) 三富 紀敬 (静岡大教授) 萬井 隆令(龍谷大教授) 〈顧問〉 黒川 俊雄 (慶応大名誉教授) 戸木田嘉久(立命館大名誉教授) 〈事務局長〉 草島 和幸 (労働総研事務局長) 2002~2003年度 〈代表理事〉 大江 洸 (元全労連議長) 大木 一訓(日本福祉大教授) 牧野 富夫(日本大教授) 〈常任理事〉 相沢 与一(高崎健康福祉大学教授) 天野 光則(千葉商科大学教授) 小越洋之助 (國學院大教授) 金田 豊(労働問題研究者) 唐鎌 直義(専修大教授) 伍賀 一道(金沢大教授) 小林 宏康(労働者教育協会常任理事) 桜井 徹(日本大教授) 寺間 誠治(全労連総合労働局長) 中嶋 晴代(全労連女性局長) 永山 利和 (日本大教授) 浜岡 政好 (佛教大教授) 日野 秀逸 (東北大教授) 藤吉 信博(労働問題研究者) 萬井 隆令(龍谷大教授) 〈顧問〉

労働総研クォータリーNo.60(2005年秋季号) 黒川 俊雄 (慶応大名誉教授) 戸木田嘉久 (立命館大名誉教授) 〈事務局長〉 大須 眞治 (中央大教授) 〈事務局次長〉 藤吉 信博 (労働問題研究者) 2004~2005年度 〈代表理事〉 大江 洸 (元全労連議長) 大木 一訓(日本福祉大教授) 牧野 富夫(日本大教授) 〈常任理事〉 天野 光則(千葉商科大学教授) 岩田 幸雄 (全労連事務局次長) 井筒 百子 (全労連調査政策局長) 大須 眞治 (中央大教授) 小越洋之助 (國學院大教授) 金田 豊 (労働問題研究者) 唐鎌 直義 (専修大教授) 伍賀 一道 (金沢大教授) 小林 宏康(労働者教育協会常任理事) 斎藤 園生 (弁護士) 斎藤 隆夫(群馬大教授) 浜岡 政好 (佛教大教授) 日野 秀逸 (東北大教授) 藤田 実 (桜美林大教授) 藤吉 信博(労働総研事務局) 萬井 隆令(龍谷大教授) 〈顧問〉 黒川 俊雄 (慶応大名誉教授) 戸木田嘉久(立命館大名誉教授) 〈事務局長〉 大須 眞治 (中央大教授) 〈事務局次長〉 藤吉 信博(労働問題研究者)

労働運動総合研究所規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 名称は、労働運動総合研究所(略称、労 働総研)とし、英訳名をThe Japan Research Institute of Labour Movementとする。

(事務所)

第2条 研究所は、主たる事務所を東京都北区滝 野川3-3-1ユニオンコーポ403号におく。 また、理事会の議決を経て、従たる事務所を 置くことができる。

(目的、組織の性格)

第3条 研究所は、労働運動の必要に応え、国民 生活の充実向上に資することを目的とし、理 論研究をおこなうとともに、その運動の前進 に実践的に役立つ政策立案のための調査研究、 資料・情報の提供等をおこなう。

(事業)

- 第4条 研究所は、次の事業をおこなう。
 - 経済・社会・労働問題の理論研究、調査研究、政策に関する提言
 - (2) 上記に関する資料の収集と情報の提供
 - (3) 研究発表等に関する刊行物の発行
 - (4) シンポジウムの開催、講師の派遣・斡旋
 - (5) 会員等からの委託研究・調査
 - (6) 国内、国外の民主的な研究機関との連携、共同研究、共同調査
 - (7) 上記に関する必要な広報活動
 - (8) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(会員)

第5条 研究所は、会員制とし、設立の趣旨・目 的に賛成する個人・団体をもって構成する。 研究所に入会を希望する者は、本規約を承認 の上、所定の入会申込書を提出し、常任理事 会の承認によって会員となる。

(会員の権利)

第6条 会員は次の権利を持つ。

(1) 研究所のおこなう調査・研究等に参加する

- とともに、研究所の援助・協力を受けること ができる。又、研究所に研究を委託すること ができる。
- (2) 研究所の開催する講座・研究会等に随時出 席できる。
- (3) 研究所の資料等を利用できる。
- (4) 研究所が発行する刊行物の割引き配布を受けることができる。
- 第7条 会員は別に定める会費を納入しなければ ならない。

第3章 財産・経理

- 第8条 研究所の財産は、次に掲げるものをもっ て構成する。
 - (1) 会費収入
 - (2) 設立当初の財産目録に記載された財産
 - (3) 財産から生ずる果実
 - (4) 寄付金品
 - (5) 事業に伴う収入
 - (6) その他の収入
- 第9条 研究所の財産は、理事会が定める方法に 従って事務局長が管理する。
- 第10条 研究所の事業計画及びこれに伴う予算は、 理事会が作成し、毎会計年度前に、総会にお いて2分の1以上の議決による決定する。
- 第11条 研究所の事業報告及び決算報告は、理事 会が作成し、監事の監査を経て総会の承認を 得るものとする。
- 第12条 研究所の会計年度は、毎年6月1日に始 まり、翌年5月31日に終わる。

第4章 役 員

- 第13条 研究所に、次の役員を置く。
 - (1) 理事50名以上80名以内(うち代表理事3名)以内、常任理事若干名)
 - (2) 監事2名
- 第14条 理事、監事
 - (1) 理事及び監事は、総会において選任する。
- (2) 理事の互選により、代表理事、常任理事を

— 36 —

選任する。

- (3) 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。
- 第15条
 - (1) 代表理事は、研究所を代表し、その業務を 総理する。
 - (2) 理事は、研究所の業務を議決し、執行する。
 - (3) 常任理事は、理事会の決定に基づき業務を 処理する。
 - (4) 監事は、次の職務を行う。
 - ① 財産の状況を監査する。
 - ② 理事の業務執行の状況を監査する。
 - ③ 財産の状況又は業務の執行について、不 正又は不当の事実を発見した時は、これを 総会、理事会に報告する。

監事は、その職務を行うため、理事会及び常 任理事会に出席することができる。

- (役員の任期)
 - 第16条
 - (1) 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨 げない。
 - (2) 補欠又は増員により選任された役員の任期 は、現存者の残任期間とする。
 - (3) 役員は、辞任又は任期満了後においても、 後任者が就任するまではその職務を行わなけ ればならない。
- (役員の解任)

第17条

- (1) 役員が次のいずれかに該当する時は、理事 会において、理事現在数の3分の2以上の議 決により、これを解任できる。
 - 心身の故障のため職務の執行にたえない と認められる時。
 - ② 職務上の業務違反、その他役員にふさわしくない行為があると認められる時。
- (2) 前項の場合、理事会において、弁明の機会 を与えなければならない。

第18条

- (1) 役員は、有給とすることができる。
- (2) 役員には、費用を弁償することができる。
- (3) 役員の報酬及び費用弁償に関し、必要な事

労働総研クォータリーNo.60(2005年秋季号)

項は、理事会の議決を経て、代表理事が定める。 第19条 顧 問

- (1) 総会の議を経て若干名の顧問を置くことが できる。
- (2) 常任理事会は、必要な内規を定める。

第5章 総 会

- (構 成)
 - 第20条 総会は全会員をもって構成する。
 - 第21条 総会は、研究所(労働総研)の最高の議 決機関であり、次の事項について決定しなけ ればならない。
 - (1) 規約の改廃
 - (2) 理事及び監事の選出
 - (3) 経過報告の承認と事業計画の決定
 - (4) 決算の承認と財政方針、予算の決定
 - (5) 研究所は、総会において会員現在数の4分の3以上の議決を経た時解散することができる。
 - (6) その他
- (定足数)
 - 第22条 総会は、会員の3分の2以上の出席によ り成立する。

第23条

- (1) 総会は、代表理事が招集する。
- (2) 総会は、定例総会及び臨時総会とする。
- (3) 定例総会は、毎年1回、7月にこれを招集 する。
- (4) 臨時総会は、次の場合に招集する。
 - 代表理事が必要と認めた時
 - ② 会員現在数の3分の1以上の会員が付議 すべき事項を示して請求した時
- (5) 総会を招集する時は、会員に対し、会議の 目的である事項、その内容、日時及び場所を 示して、あらかじめ文書をもって14日前まで に通知しなければならない。

(書面表決)

第24条 やむを得ない理由のため、総会に出席で きない会員は、あらかじめ通知された事項に ついて書面をもって表決し、又は他の会員を 代理人として表決を委任することができる。

— 37 —

この場合において、前条の規定の適用につい ては、当該会員は総会に出席したものとみな す。

- 第25条 総会の議事については、次に掲げる事項 を記載した議事録を作成し、これを保存しな ければならない。
 - (1) 総会の日時及び場所
 - (2) 会員の現在数
 - (3) 出席した会員の数及び氏名(書面表決者及び表決の委任者については、その旨を付記すること)
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過の概要及び結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項 議事録には、議長の他、その会議に出席した 会員のうちから選任された議事録署名人2名 以上が署名捺印しなければならない。

第6章 理 事 会

第26条 理事会は、理事をもって構成する。 第27条 理事会は、この規定に定めるものの他、

研究所の運営に関する事項を議決する。 第28条

- (1) 理事会は、代表理事が招集する。
- (2) 理事会は、定例理事会及び臨時理事会とする。
- (3) 定例理事会は、毎年2回これを招集する。
- (4) 臨時理事会は、次の場合に招集する。
 - ① 代表理事が必要と認めた時
 - ② 理事現在数の3分の1以上の理事が付議 すべき事項を示して請求した時
- (5) 理事会を招集する時は、理事及び監事に対し、会議の目的である事項、その内容、日時及び場所を示して、あらかじめ文書をもって7日前までに通知しなければならない。但し、理事全員の承諾があるときは、この日数を短縮することができる。
- (議長)
 - 第29条 理事会の議長は、代表理事がこれに当た
 - る。

(定足数)

第30条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の 出席がなければ開会することができない。

(議決)

第31条 理事会の議事は、この規約に定めるもの の他、出席した理事の過半数をもって決し、

可否同数の時は、議長の決するところによる。 (書面表決等)

- 第32条 やむを得ない理由のため理事会に出席で きない理事は、あらかじめ通知された事項に ついて書面をもって表決し、又、他の理事を 代理人として表決を委任することができる。 この場合において、前2条規定の適用につい ては、当該理事は理事会に出席したものとみ なす。
- 第33条 代表理事及び常任理事をもって、常任理 事会を構成し、理事会の決定に基づき常務を 処理する。

第7章 事 務 局

(設置)

- 第34条
 - 研究所の事務を処理するため、事務局を置く。
 - (2) 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
 - (3) 事務局長及び職員は、代表理事が任命する。
 - (4) 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、 理事会の議決を経て、代表理事が定める。

第8章 規約の変更及び解散

(備え付け書類及び帳簿)

- 第35条 研究所は、主たる事務所に、次に掲げる 書類及び帳簿を備えなければならない。
 - (1) 規約
 - (2) 財産目録
- (3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
 - (4) 収入、支出に関する帳簿及び証明書類
 - (5) 財産及び負債の状況を示す書類
 - (6) その他必要な書類
- 第36条 この規約は、総会において会員現在数の 4分の3以上の議決を経なければ変更できな

— 38 —

620

第37条 この規約に定めるものの他、研究所の運 営に関し必要な事項は、代表理事が定める。

附 則

- 第1条 本規約は1989年12月11日より施行する。
 - 1993年7月24日 一部改正
 - 1998年7月31日 一部改正
 - 2000年7月28日 一部改正
- 第2条 研究所の設立当初の役員は、第21条の規 約にかかわらず発起人総会をもって設立総会 とし、その総会において選出するものとする。

規約第7条にもとづく

- 入会手続き・会費に関する内規
- 第1条 団体会員の会費は、年1口1万円を単位 とし、各団体の組織人員等に応じた口数とす る。
- 第2条 個人会員の会費は、年6千円とする。
- 第3条 個人会員となることを希望する者は、会 員の紹介の上、所定の入会申込み書を提出し、 常任理事会の承認によって会員となる。
- 附 則
 - 第1条 本内規は、1989年12月11日より施行する。 1998年3月23日 一部改正

労働総研クォータリー№60(2005年秋季号)

規約第16条及び第34条にもとづく

役員および事務局員の年齢に関する内規

- 第1条 役員は、次のとおりとする。
 代表理事 原則として75歳まで
 常任理事 原則として70歳まで
 理 事 年齢を問わない
 監 事 年齢を問わない
 - 顧 問 年齢を問わない
- 第2条 事務局員は、65歳までとする。

附 則

第1条 本内規は、2000年6月3日より施行する。

規約第19条にもとづく顧問に関する内規

- 第1条 顧問は、常任理事、理事等、研究所に貢 献のあった会員であって、常任理事会が推薦 し、理事会若しくは総会の議を経て就任する。
- 第2条 顧問には、必要に応じて総会、理事会、 常任理事会に出席して意見をのべること等、 研究所の活動に協力を得るものとする。
- 第3条 顧問は、会費を免除される。
- 第4条 (削除)

附 則

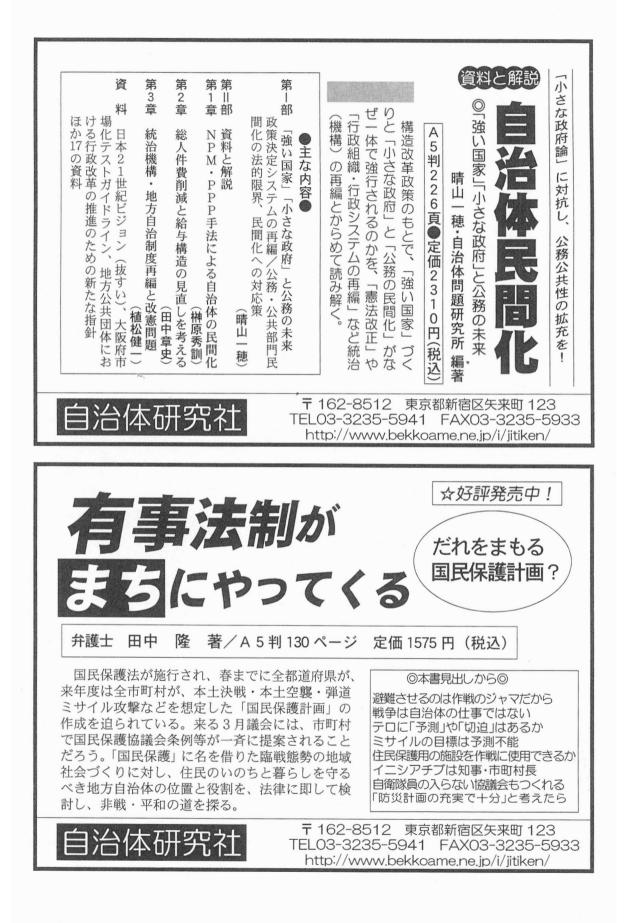
第1条 本内規は、1998年12月5日より施行する。 2000年6月3日 一部改正

— 39 —

余泉美後記 労働総研は、今年(2005年)12月11日で、設立16年を迎える。 これはひとえに、全労連をはじめとする団体会員、個人会員、その 他労働総研の発展のために支援・協力を惜しまれなかった多くの善意の賜物である。 巻頭には、戸木田嘉久顧問と大木一訓代表理事の対談「設立16年:労働総研の活動 と展望をめぐって」を掲載し、各プロジェクト・研究部会のリポート「到達点と今後 の課題」の総論とした。労働総研16年の歩みを一瞥していただくと、労働総研が「新 しいナショナルセンター・全国労働組合総連合との密接な協力・共同のもとに、運動 の発展に積極的に寄与する調査研究・政策活動をすすめる」(「設立趣意書」)ために 奮闘してきたことを、具体的にお分かりいただけると思う。労働総研は、この機会に 「設立趣意書」の原点を再確認し、「労働運動の必要に応え、その前進に理論的実践的 に役立つような調査研究所」として、全労連をはじめ、単産、地方組織、未組織労働 者を含むすべての労働者、国民諸階層の生活と権利の向上のために、役割を果たさな ければならないと決意を新たにしている。(N. N.)

季刊 労働	総研クォータリー Na60 (2005年秋季号)
	2005年10月1日発行
編集・発行	労働運動総合研究所
〒114-0023	
	ユニオンコーポ403 FAX 03 (5567) 2968
	http://www. yuiyuidori. net/soken/
印 刷	有限会社 なんぶ企画
頒 価	1部 1,250円(送料180円)
年間購読料	5,000円(送料含む)
(会員の購読料	は会費に含む) 振 替 00140-5-191839

https://rodosoken.com/



https://rodosoken.com/

The Quarterly Journal of The Japan Research Institute of Labour Movement

RODO SOKEN NO.60 2005 Autum Issue

Contents

Special Edition: 15 Anniversary of the Founding of Rodo-Soken

Dialogue : On Rodo-Soken's Activities and Prospects on the 16th Anniversary of Its Founding Yoshihisa TOKITA and Kazunori OHKI

Report on the Joint Research by Rodo-Soken and Zenroren Details about the Research on the "Actual Conditions of Trade Union Activities, Challenges and Prospects" Shinji OHSU

Project Teams and Study Groups' Reports on the Present Situation : Gains and Challenges

16 Years of Rodo Soken

Statement on the Foundation of Japan Research Institute of Labour Movement (Rodo-Soken) Prospectus of Japan Research Institute of Labour Movement

Promoters of the Foundation of Japan Research Institute of Labour Movement

Successive Representative Directors, Executive Directors, Secretary Generals, and advisors Rodo-Soken Bylaws

Edited and Published by The Japan Research Institute of Labour Movement (Rodo Soken) Union Corp. 403 3-3-1 Takinogawa, Kitaku, Tokyo 114-0023 Phone : 03-3940-0523 Fax : 03-5567-2968

季刊 労働総研クォータリーNo.60 頒価1,250円 (本体1,190円) (会員の購読料は会費に含む)